児玉町遺跡調査会報告書　第11集

天　田　遺　跡

－B地点の調査－

埼玉県児玉町遺跡調査会

児玉町遺跡調査会報告書　第11集

天田遺跡

－B地点の調査－

2000

埼玉県児玉町遺跡調査会

序

群馬県との県境に近い埼玉県の北西部に位置する人口2万人の児玉町は、町の南側半分を秩父の峰々から連なる上武山地が占め、北側半分には山地から平野状に延びる児玉丘陵や、広大な段丘地の本出台地と、女堀川や国赤坂川によって開析された沖積低地が広がっています。このような、変化に富んだ地形による豊かな自然環境に恵まれた当町には、古より多くの人々が住み着いており、その先人達の生活の痕跡である遺跡（埋蔵文化財）の数は、現在までのところ町内に300箇所以上も確認されています。まさに、「みどりと歴史の町」を自負する所以であります。これらの遺跡は、当町の個性ある歴史と文化を物語る貴重な資料となるものであり、それらの保護と活用を図りながら、後世に伝えていかなければならない事は、改めて言うまでもないことでしょう。

本書は、平成2年に実施した児玉町大字宮内に所在する天田遺跡（B地点）の発掘調査の成果を纏したものです。発掘調査は、民間会社の事務所建設に伴う比較的小規模なものではありましたが、縄文時代や平安時代の住居跡など、多くの遺構が検出され、一部ではありますが本遺跡の様相の一端を明らかにする事ができたことは、大きな成果と言えましょう。

最後に、発掘調査から本書の刊行にあたり、ご協力を賜りました不二ボーリング工業株式会社をはじめとする関係各位に深く感謝申し上げるとともに、厳冬の中、現地の調査に携われた調査員や作業員の皆様に対して、厚くお礼申し上げます。

平成12年6月1日

児玉町教育委員会教育長
児玉町遺跡調査会会長
冨　丘　文　雄

例　　言

1．本書は、埼玉県児玉郡上里町大字[illegible]字[illegible]871・872番地に所在する[illegible]遺跡（B地点）の発掘調査報告書である。

2．発掘調査は、ボーリング工業株式会社の事務所建設に伴う事前の記録保存を目的として、同社より委託を受けた上里町遺跡調査会が実施した。

3．発掘調査の期間は、平成2年1月4日から同年1月30日のほぼ1ヶ月の期間を要し、その調査担当に[illegible]があたった。

4．整理調査から本書刊行に係る費用は、すべてボーリング工業株式会社が負担した。

5．本書の執筆及び編集は、[illegible]が行った。

6．本書の写真は、遺構・遺物とも[illegible]が撮影した。

7．遺構番号は、発掘調査ではいずれも1号から順番に付けていたが、本書刊行に際して[illegible]からの続き番号に変更した（新旧遺構番号対比表参照）。

8．出土遺物観察表に示した記号は、以下のとおりである。

　A－法量、B－成形、C－整形・調整手法、D－胎土、E－色調、F－残存度、G－出土地点、H－備考。

9．本書中で使用した地図は、国土地理院発行の5万分の1、2万5千分の1である。

10．発掘調査から本書刊行にあたって、下記の方々や機関より様々なご教示やご協力を賜った。記して感謝いたします。

　[illegible]

　埼玉県教育局生涯学習部文化財保護課、埼玉県埋蔵文化財調査事業団、

　早稲田大学本庄校地文化財調査室、ボーリング工業株式会社

目　次

序

例言

第Ⅰ章　発掘調査に至る経緯 …… 1

第Ⅱ章　遺跡の地理的・歴史的環境 …… 3

第Ⅲ章　遺跡の概要 …… 5

第Ⅳ章　検出された遺構と遺物 …… 9

1. 住　居　跡 …… 9
2. 掘立柱建物跡 …… 29
3. 溝　列　跡 …… 33
4. 土　　壙 …… 35
5. 井　　跡 …… 42
6. その他の遺物 …… 42

第Ⅴ章　ま と め　奈良・平安時代の土器と遺構 …… 45

1. 奈良・平安時代の土器 …… 45
2. 遺構の変遷 …… 47

参考文献 …… 49
(写真図版)

天田遺跡 8地点新旧遺構番号対比表

<住居跡>

新番号	旧番号
第8号住居跡	第1号住居跡
第9号住居跡	第2号住居跡
第10号住居跡	第3号住居跡
第11号住居跡	第4号住居跡
第12号住居跡	第5号住居跡
第13号住居跡	第6号住居跡
第14号住居跡	第7号住居跡
第15号住居跡	第8号住居跡
第16号住居跡	第9号住居跡
第17号住居跡	第10号住居跡
第18号住居跡	第11号住居跡

<溝跡>

新番号	旧番号
第7号溝跡	第1号溝跡
第8号溝跡	第2号溝跡
第9号溝跡	第3号溝跡
第10号溝跡	第4号溝跡
第11号溝跡	第5号溝跡
第12号溝跡	第6号溝跡

<土壙>

新番号	旧番号
第13号土壙	第1号土壙
第14号土壙	第2号土壙
第15号土壙	第3号土壙
第16号土壙	第4号土壙
第17号土壙	第5号土壙
第18号土壙	第6号土壙
第19号土壙	第7号土壙
第20号土壙	第8号土壙
第21号土壙	第9号土壙
第22号土壙	第10号土壙
第23号土壙	第11号土壙
第24号土壙	第12号土壙
第25号土壙	第13号土壙
第26号土壙	第14号土壙
第27号土壙	第15号土壙
第28号土壙	第16号土壙

第Ⅰ章　発掘調査に至る経緯

平成元年6月3日、天田町大字[illegible]字[illegible]の町有墓地と町営住宅に、宅地内と駐車場の建設を計画している不二ボーリング工業株式会社から、埋蔵文化財の所在について、熊谷天田教育委員会に問合せがあった。

天田町教育委員会では、問合せのあった開発予定地を天田町の一遺跡分布地域、と照合したところ、開発予定地に隣接の埋蔵文化財包蔵地である天田[illegible]遺跡（天田遺跡）の範囲内であることから、埋蔵文化財が存在する可能性が高いと考えられた。そのため、問合せの不二ボーリング工業株式会社に対して、開発予定地内の埋蔵文化財の所在については、試掘調査を実施して確認をする必要がある旨を回答した。

その後、同社より開発予定地内の試掘調査について依頼があり、同年の6月30日に試掘調査を実施したところ、宅地予定地内には焼けた跡や炭化材等を含めた土師器類の大きな配石遺構がいくつか見られたが、縄文時代や平安時代の竪穴住居跡や土壙などの遺構がほぼ全域から検出された。この結果、開発予定地内における埋蔵文化財の所在が明確になったため、駐車予定地は埋蔵文化財が所在するため現状で保存することが望ましいが、やむにえず破壊する場合は、平成元年に定められた、埋蔵文化財の取り扱いについて町教育委員会と協議すること、を、平成元年7月12日付け天田住第130号により、試掘調査の結果とともに伝達した。

そして、同社と町教育委員会との間で開発予定地内の埋蔵文化財の取り扱いについて協議した結果、現状で保存することが極めて困難であることから、やむをえず発掘調査を実施して記録保存することになった。発掘調査の実施にあたっては、不二ボーリング工業株式会社と天田町教育委員会で発掘調査に関する委託契約を締結し、年が明けた平成2年1月4日から現地における発掘調査が実施された。

なお、発掘調査に伴う費用は、平成元年11月1日に熊谷天田遺跡調査会議より「埋蔵文化財発掘調査費」が、不二ボーリング工業株式会社代表取締役より「埋蔵文化財発掘費」が、天田町教育委員会と埼玉県教育委員会を経て、文化庁長官に提出された。

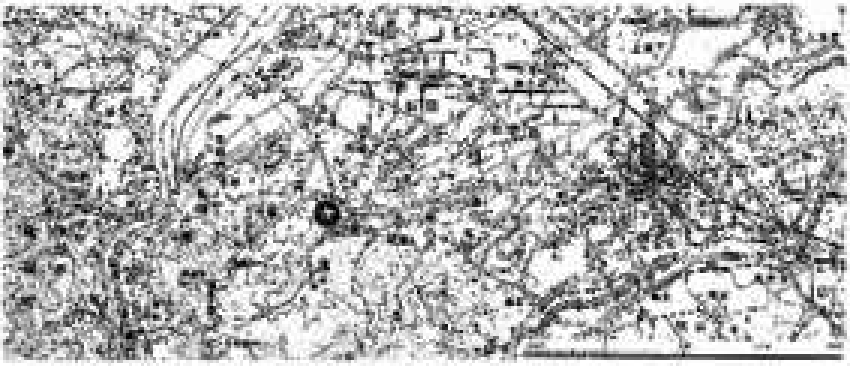

第1図　天田遺跡位置図

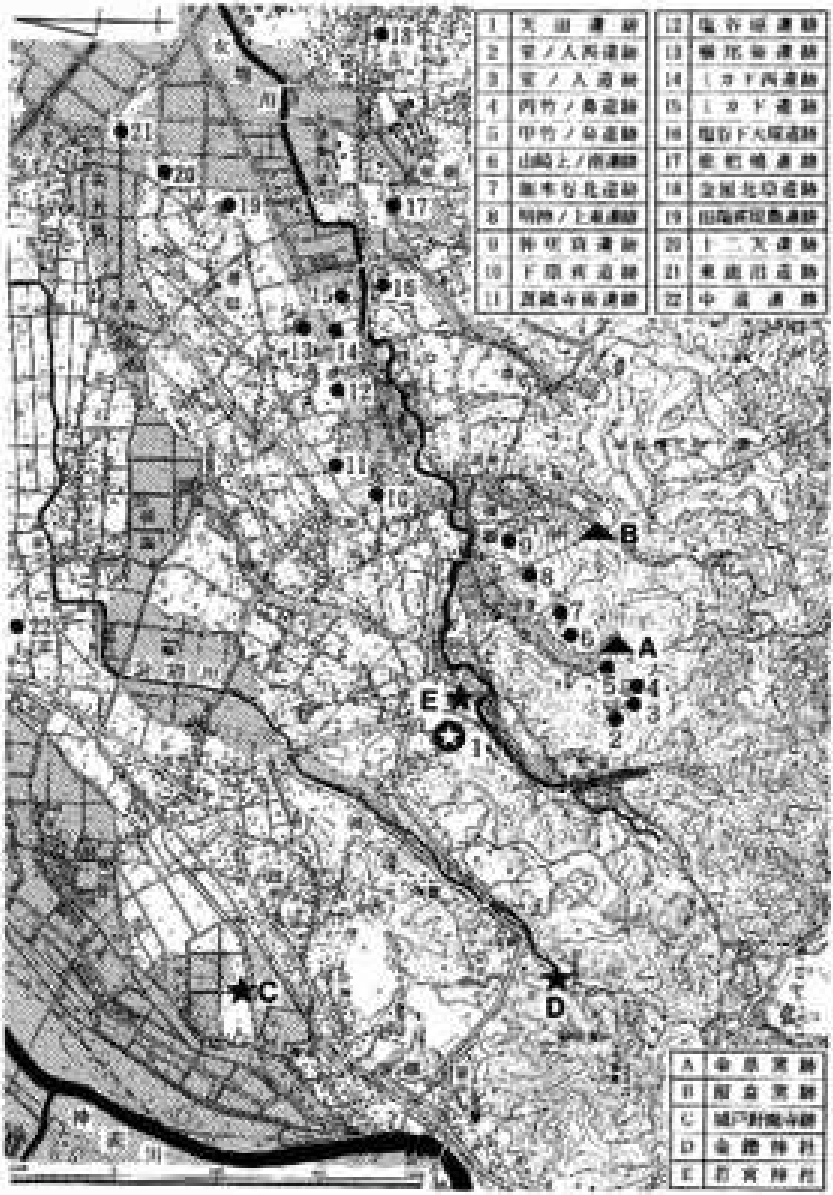

第2図　周辺の奈良・平安時代主要遺跡

第Ⅱ章　遺跡の地理的・歴史的環境

本遺跡周辺の地形は、西北の上流域から東南方向の八木丁ー高取町境近傍によって区分された、見玉丘陵と呼ばれる丘陵地形に属する。この丘陵地形の北側には、西流する初瀬川によって形成された幅狭い東西の平野が広がり、この平野の東区に沿って、[illegible]より流れ出る支流「[illegible]」や仏隠寺川などの小河川の開析によって形成された、幾次の沖積低地が広がっている。見玉丘陵は、北西方向に半島状に延びる標高100m～180mを測る複数の小支丘群によって構成されている。西端の小支丘群は、小谷[illegible]の北側にも広がるが、それらについては近世絵図に見玉丘陵と呼ばれて区別されている。小支丘の間は、山地からの湧水によって開析された浅谷もの屋状い谷が発達し、谷底に開発した農地の畦畔による区画が設けられている。

本遺跡は、この見玉丘陵の西から2番目にあたる小支丘上の頂に位置し、土塁との間に浅い溝状遺構群に立地している。この小支丘の北西側には和田町奥殿の谷から流れ出る奥殿川が北東方向に向かって流れ、南東側には北天町字西の谷から流れ出る円谷新川（見玉川）が流れている。この谷新川は、現在は谷新川放水路によって下流の[illegible]川と一本化されているが、改修以前は和木畑の北で奥殿川と同じく北流の九頭明水に合流する流路をとっていた。この谷新川と奥殿川は、いずれも自然流路としては不自然な蛇行を呈している部分があり、おそらく人工的に流路が改変されたものと推測されている（鈴木1993）。

この丘陵地形を主体とする広域に、式内社で名神大社の格式をもつ見玉坐二所の奥殿神社や、その祭神と推定されている宮内の宇宙神社（坂井2000）が鎮座し、谷筋部の最奥に近接する笹倉地区には、古代元興寺の所領地も考えられる城ノ[illegible]寺（坂本1973、[illegible]1982）や料瀬廃寺跡（飯沢・森[illegible]1978）などもあり、この地域が古代見玉郷の政治的・文化的な中心地を形成していたことが窺える。また、飯盛の山崎谷を中心とした丘陵に接する山麓部には、8世紀代の瓦窯である奥殿瓦窯や飯盛瓦窯が所在し、9世紀以降も小規模な瓦塔等生産が行われた奥殿瓦窯跡がある。その中には、宝亀8年（771年）の紀年銘木簡が出土した「[illegible]上ノ西遺跡（大橋1994）や、平安時代の鍛冶炉が検出された「[illegible]ノ森遺跡、炭窯が検出された[illegible]谷遺跡などがあり、小規模ながら一つの手工業生産地域として山地内が開発されていた様相がうかがえる。

本遺跡の立地をなす奈良・平安時代の集落遺跡も広域的には比較的多く所在している（第2図）が、従来までの調査では、北麓の奥殿川流域に比べて、南麓の谷新川流域の方に顕著に多く分布しているように思える。しかしながら、全遺跡流域は調査例が少なく、また神川も現状の広い[illegible]と比べて、古墳時代後期からの大規模である中遺跡（[illegible]）では、多くの地点で集落の形成跡や[illegible]が検出されている（[illegible]1976、[illegible]・[illegible]1978、[illegible]1981・1982・1983・1985・1986・1987・1988・1990、[illegible]1988、[illegible]1991）など、実際に調査箇所の具体的な様相が理解できる資料ではないため、現状での[illegible]流域の[illegible]的な評価は困難であろう。谷新川流域の奈良・平安時代の集落は、その多くが9世紀以降の平安時代の遺構であり、特に10世紀以降になって谷筋部の低台地上に進出した小規模集落が顕著である。この谷新川の上流域は、古代元～中世初頭には「[illegible]」に属し、全盛神社の神[illegible]領ではなかったかと推測されている（[illegible]1976）。しかしその後は、近隣の[illegible]である見玉[illegible]（[illegible]1991）や竹[illegible]による[illegible]の[illegible]化が進行し、その様相の多くを失っている。

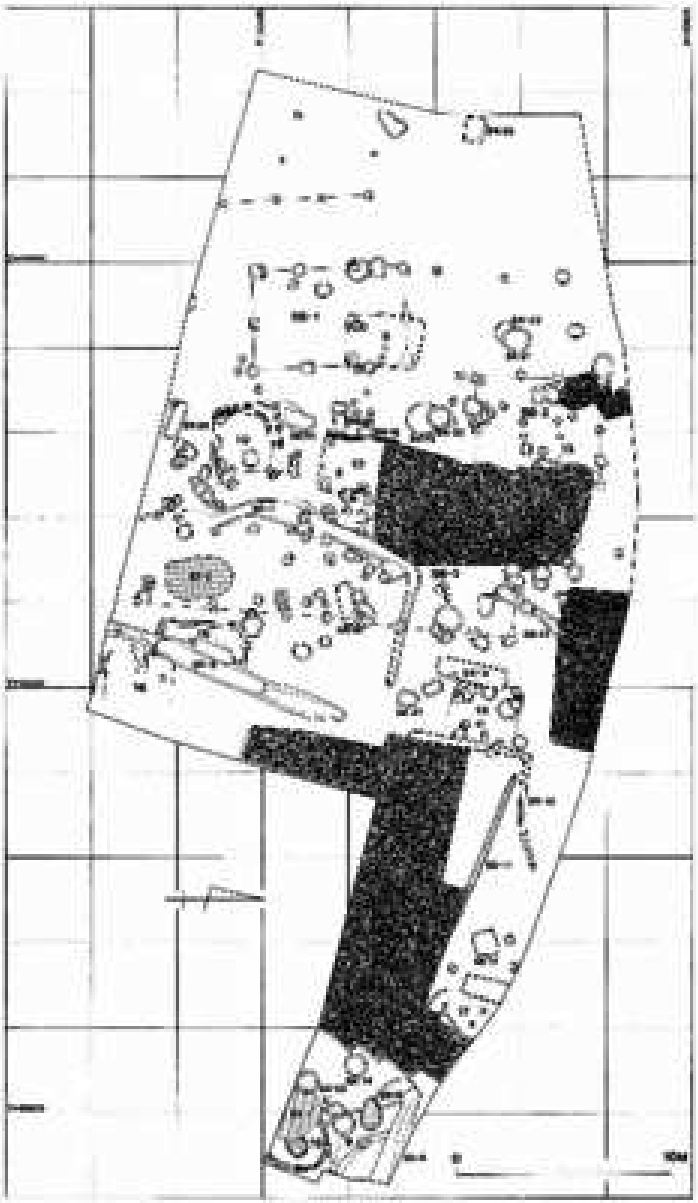

第3図　天田遺跡B地点全体図

第Ⅲ章　遺跡の概要

天王遺跡は、芝天町の西端にあたる[illegible]内に所在し、南側の[illegible]から北東方向に平面形に延びる幅[illegible]の標高190m付近の[illegible]から東北部にかけて分布している。本遺跡の眼下には、安曇川（河床幅[illegible]）の氾濫である広い[illegible]の谷があり、その彼方には安曇川の上流域から中流域の低平部を眺望することができる。非常に見晴らしの良い場所である。

大山遺跡の発掘調査は、農業改良助成[illegible]に伴うA地点と[illegible]に伴うB地点（本報告）の2箇所で実施されている。いずれも小規模な調査であるため、未だ本遺跡の全体像や詳細な構造については明らかにできないが、これまでの調査では弥生時代の文化層（A地点）や縄文時代（前・中期）と奈良・平安時代の住居跡などの遺構や遺物が検出されている。

今回報告するB地点は、A地点の南西側に位置し、伝説古墳から金環村に抜ける道路（[illegible]）を挟んで対峙している。標高170m前後の[illegible]にあり、調査区の東西幅の北端点が約8mを測る（第4図）。北側が[illegible]のきつい斜面である。検出された遺構は、一部が流失していたり、耕作による強い削平を受けているものが多く、遺存状態が極めて悪いものが大半である。また、調査区内には現代の耕作を始めとした活動による撹乱の大きな痕跡が多数見られるが、撹乱の縁には樹が植えられていたような形跡が見られないため、これらは地形から掘り込んで埋められたものだろう。

B地点の調査で検出された主な遺構は、縄文時代の前・中期と、奈良・平安時代のものである。縄文時代前期の遺構は、竪穴式住居の住居跡2軒（SB17・18号住居跡）と土壙2基（SK13・14号土壙）で、いずれも調査区の東部寄りにまとまって分布している。住居跡は、調査区内でその一部が検出されただけであるため、形態や規模などは明確ではないが、いずれもコーナー部の丸みが強い隅丸方形に近い形態を基調にしているようである。中の地点では土器の遺物は検出されておらず、また全体的に遺物も少量であることから、一時的な小規模な集落と考えられる。一方、住居跡等の遺構ではなく、B溝群E1～E4式期の縄文土器が2点（SX－1・2）検出されただけである。また、北に近接するA地点では、縄文前期の遺構と弥生中・後期の住居跡が4軒（SB4～7号住居跡）検出されている。それぞれ地下式竪穴式住居跡で、住居跡の立地場所がいずれも低平地部から斜面に移行する場所であることから、段丘[illegible]部の縁辺を沿うように住居が分布する、小規模な集落を構成している可能性も考えられる。B地点で検出された2基の土壙も、あるいはこれらの集落の営まれた時期との関わりをもつものかもしれない。

弥生・古墳時代は、竪穴住居跡9軒（SB8～16号住居跡）・掘立柱建物跡3棟（SB1～3号掘立柱建物跡）・墓壙群2・土壙7基である。弥生時代は、8日地区・[illegible]の第9号住居跡の1軒だけである。他の地点では遺構の密度は明確でないため、比較的小規模な集落を形成していたものと考えられる。その後集落は拡大して加村するのが特徴であるが、平安時代のII期新段階には、廃絶する第15・16号住居跡とともに、第1号掘立柱建物跡や墓壙を伴う集落かあるいは墓域が形成されたようである。III期には、A地点や[illegible]などの墓壙群に住居が配置し、集落規模が拡大するものと思われ、B地点でも住居跡や掘立柱建物跡などが10世紀後半まで続られ、断続的に集落が営まれたようである。II期[illegible]については、現在までの調査では遺構や遺物が検出されていないため、不明である。

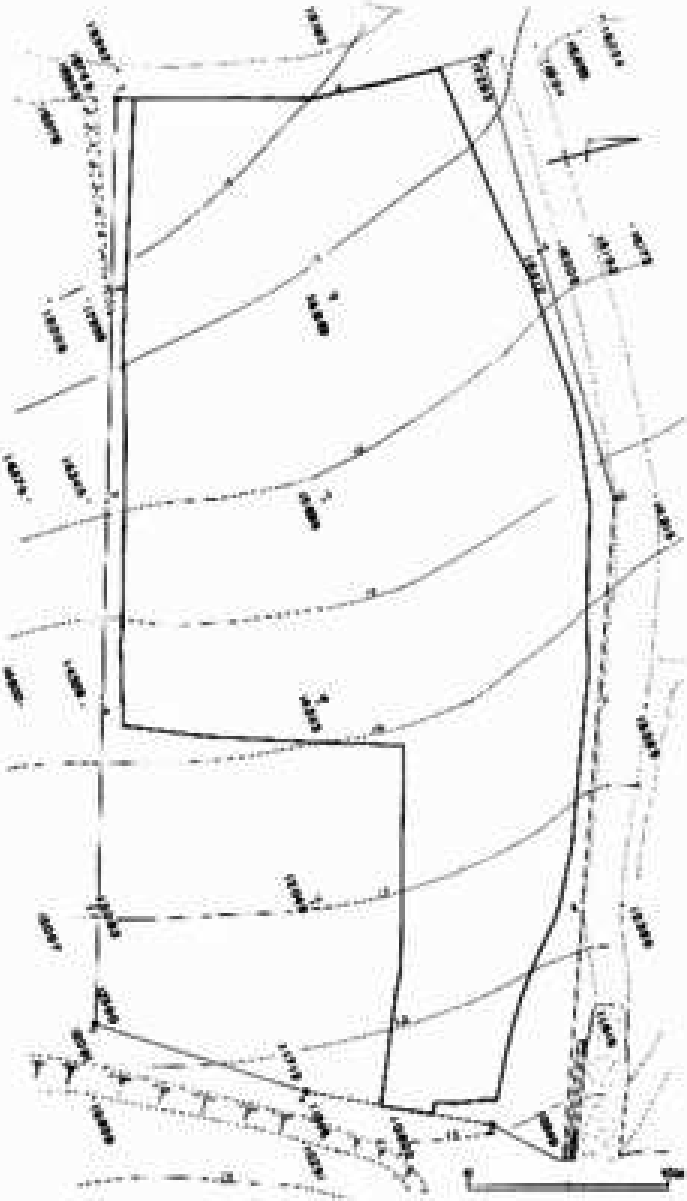

第4図　B地点現況高低図

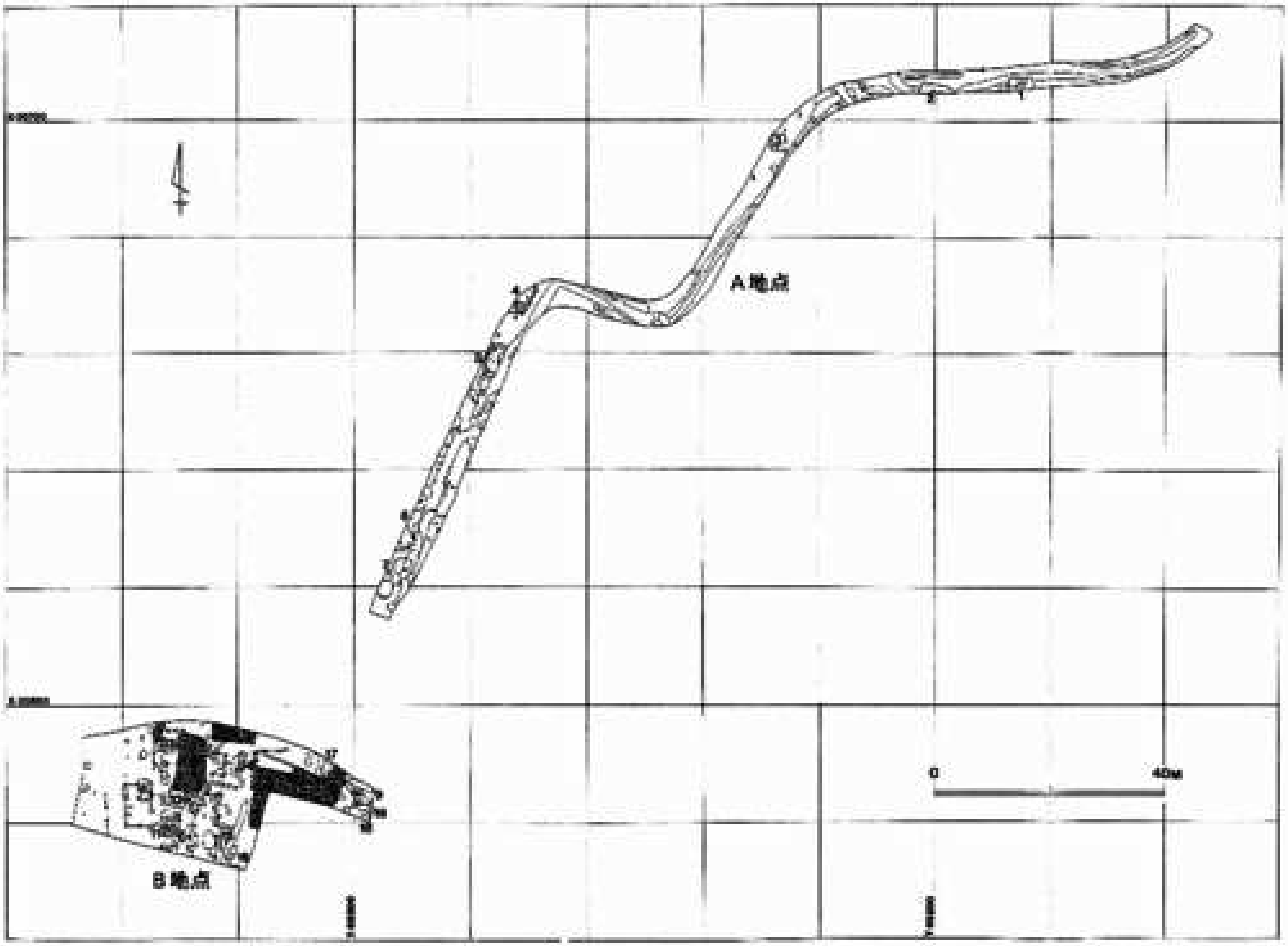

第5図　天田遺跡A・B地点全体図

第Ⅳ章　検出された遺構と遺物

1．住居跡

第8号住居跡（第7図）

調査区中央部のやや西北寄りに検出し、隣接する第1号住居跡を切っている。遺構の残存状態は、あまり良好とは言えない。

平面形は、東北方向に長い長方形を呈するが、北側壁がやや内側に開いている。規模は、東北方向が最長で3.62mあり、南西方向は最短で2.80mを測る。壁は、各部とも緩やかに湾曲してやわらかい。確認面からの深さは、平均で約24cm、東側壁で最低7cmある。床面は、住居構築の掘り込みをローム・ブロックを多量に含む粘質土を用いて埋め戻した部分で、住居中央部は非常に硬くしまっているが、壁際周辺部はやや軟質である。

ピットは、住居内から4箇所検出されている。P1は、南東部コーナー部に位置し、その位置や形態から貯蔵穴と考えられ、72cm×64cmの楕円形を呈する。底面は、広くややくぼみをもち、床面からの深さは24cmある。P2は、南西部コーナー部に位置し、52cm×46cmの同様なくぼみの形態を呈している。底面は広く平坦で、床面からの深さは10cm程度ある。ピット内からは、第2の須恵と第3の内面付坏の破片が出土している。P3とP4は、いずれも長さ30cmの円形を呈し、床面からの深さは20cm程度である。P3は、いわゆる床下土壙で、130cm×98cmの土壙が整った楕円形のくぼみの形態を呈している。底面はややくぼみをもち、深さは15cm程度で、内部には内面内黒ブロックや焼土粒子が見られた。

カマドは、東側壁の中央からやや南側寄りに位置し、壁を40cm程度掘り込んで構築している。袖や煙道部の痕跡は見られず、焼土だけが残存している。燃焼部は、幅が90cmあり、煙道からの掘り込みはあまりない。燃焼部の最下層には、焼土ブロックや焼土粒子が見られたが、燃焼部自体はあまり焼けていない。

遺物は、カマド周辺やP2内から土器の破片が少量出土しただけである。また、住居中央付近には、長さ40cm・幅20cmの不定形で扁平な片岩が床面上から浮いているが、礎石として使用されていたものではなく、おそらくカマドの側壁材として利用されていたものが、カマドの崩壊とともに転倒したものと推定される。

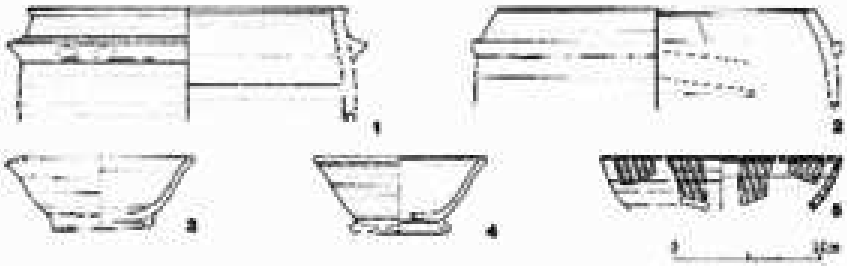

第6図　第8号住居跡出土遺物

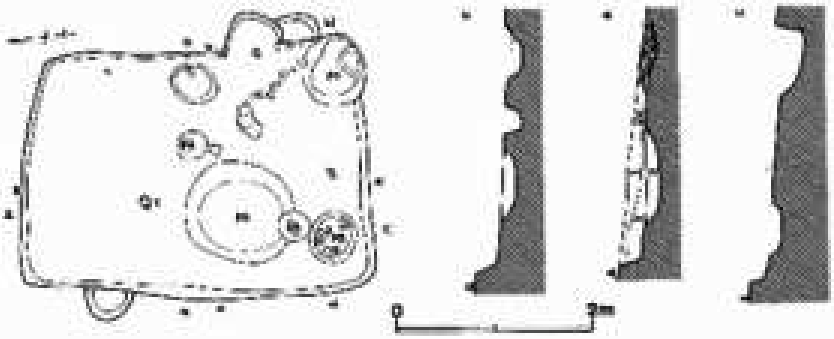

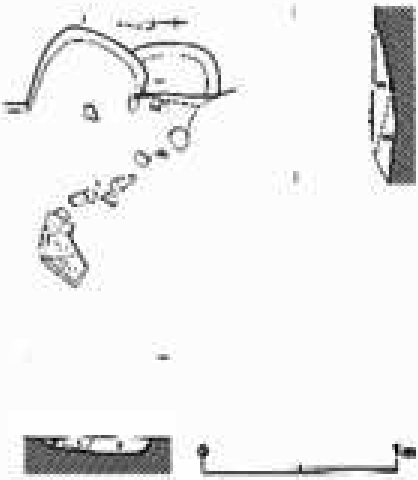

第8号住居跡土層説明

第1層：暗褐色土層（ローム粒子を少量に、焼土粒子・炭化粒子を微量含む。粘性・しまりともない。）

第2層：暗褐色土層（ローム粒子を多量に、ロームブロックを微量含む。粘性・しまりともない。）

第3層：暗褐色土層（ローム粒子をルーズに、焼土粒子・ロームブロック・ローム粒子・炭化粒子を微量含む。粘性・しまりともない。）

第8号住居跡カマド土層説明

第1層：暗赤褐色土層（焼土ブロックを多量に含む。粘性・しまりともない。）

第2層：暗褐色土層（ローム粒子を多量に、焼土・炭化粒子を微量含む。粘性・しまりともない。）

第3層：暗褐色土層（ロームブロックをルーズに、焼土粒子を微量含む。粘性・しまりともない。）

第7図　第８号住居跡

第8号住居跡出土土器観察表

1	甕	A.口縁部(2.4cm)。B.第1段階外上に段ロクロ調整。別造り付け。C.内外面とも磨滅ナデ。胴部最大径が頸部寄り。D.心白砂・白砂粒・黒色粒 E.外 磨滅弱。内ヨコ方向ヘラ。F.口縁部ヨコ撫付。G.ヒビ割れ。H.黒化部分大。
2	甕	A.口縁部(2.0cm)。B.第1段階外上に段ロクロ調整。別造り付け。C.内外面とも磨滅ナデの為、内面胴部最大径上にヘラケズリ。D.白砂粒。E.外 磨滅弱。F.口縁部ヨコ撫付。G.ヒビ割れ。H.黒化部分大。
3	壺の底部	A.平底部(4.8cm)。B.高さ3.0cm。底径7.8cm。E.ヨコナデ痕跡。別造り付け。C.内外面磨滅ナデ。内面外面磨滅ヘラ。D.白砂粒・黒色粒。E.内外 磨滅弱。F.底ヘラ。G.ヒビ割れ。H.赤色部分大。
4	器台脚部	A.口縁部(1.5cm)。脚高(8.2cm)。底径(8.6cm)。B.ロクロ成形。高台部貼り付け。C.内外面磨滅ナデ。D.赤色粒・黒色粒。E.内外 磨滅弱。F.脚内。G.剥ぎ取。H.赤色部分大。
5	高杯脚部	A.脚部(1.6cm)。B.ロクロ成形。C.内外面とも磨滅ナデの為不明。D.白砂粒・黒色粒。E.内外 ヨコ方向ヘラ。F.脚部ヨコ撫付。G.剥ぎ取。

第9号住居跡（第8図）

調査区の北西部に位置し、当遺構と隣接する第10号住居跡と第11号土壙を切っている。住居跡の東北を第9号溝跡に切られているため、住居の全容は不明である。

平面形は、表土及び撹乱された部分から推測すると、コーナー部がやや丸みをもつ方形か隅丸方形を呈するものと思われる。規模は、東西方向が3.35mまで、南北方向が3.30mまでの測れる。壁は、残存する最高部と壁際とも緩やかに立ち上がり、底面からの深さに差異があり最深15cmある。床面は、竪穴部の掘込部をローム・ブロックを含む暗黒色土を埋め戻した軟弱点であるが、全体的にやや堅固である。

ピットは、検出する竪穴内では2箇所検出されている。P1は、住居南西隅コーナー部に位置するものである。30cm×25cmの楕円の大きな掘り形を呈し、その底面で周囲から貯蔵穴の可能性が考えられるものである。P2は、広くやや丸みをもち、底面からの深さは25cm程度ある。P3は、直径50cm程度の円形を呈し、底面からの深さは45cmある。

カマドは、住居北東隅に位置し、壁を45cm程掘り込んで構築している。袖や煙道部の痕跡は認められず、焼成部だけが残存している。焼成部は、底面を15cm程度掘り下げ平坦に整り固めているが、全体的にあまり焼けていない。

遺物は、カマド内を含む中央から炭化材・焼土粒・土器片などの破片が出土している。本住居跡に伴うものは、カマド内から出土した№3の1個体分と№4の上方器台で、覆土中から出土した№1の灰釉陶器と№2の須恵器は混入と考えられる。

第9号住居跡出土土器観察表

1	灰釉陶器 椀 底部	A.口縁部(3.5cm)、底径(6.3cm)。B.高台部高(0.5cm)。C.内外面とも磨滅ナデ。D.白砂粒・黒色粒。E.内外 磨滅弱。F.内 ヨコ撫付。G.底上げ。H.口縁部内外面と底部外面上半に灰釉付着。底部上半と下半に灰釉付着が多い。底部上半と下半に、焼成時の重ね焼痕跡。

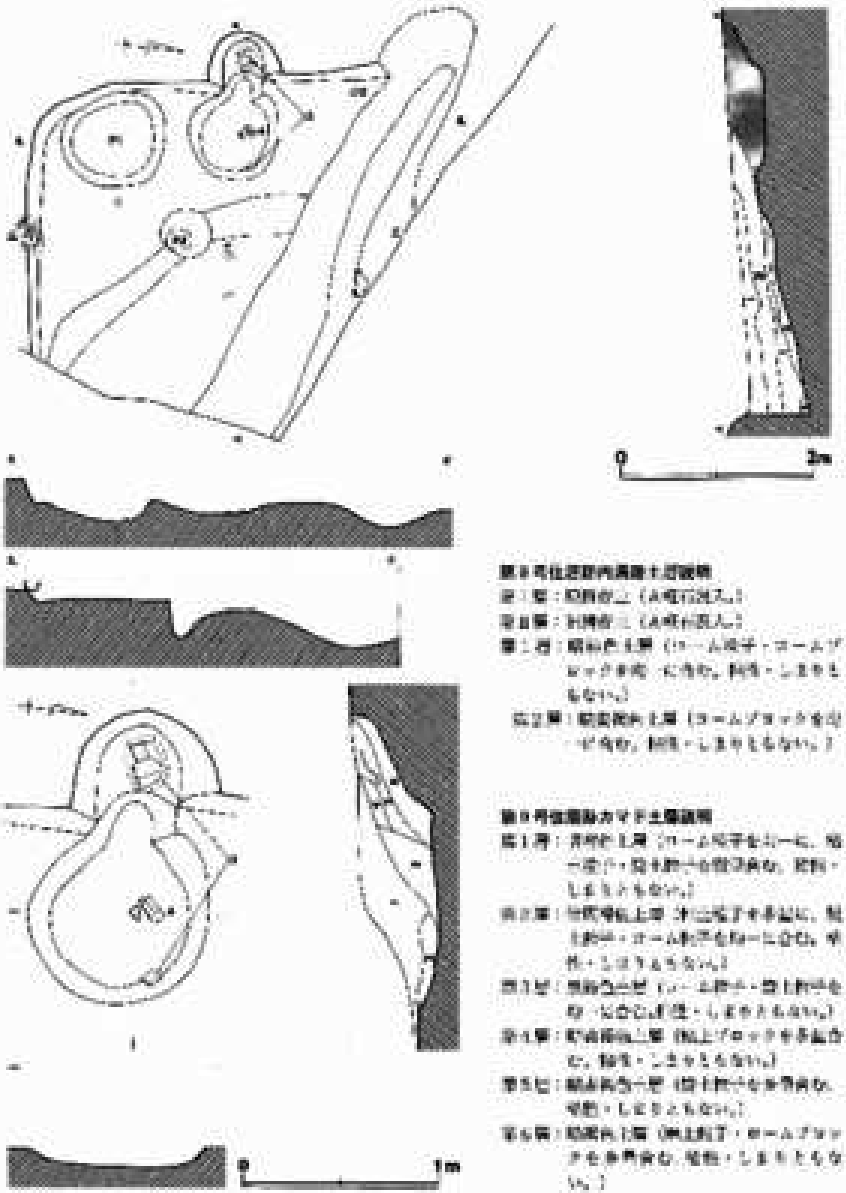

第9号住居跡内周溝土層説明

第1層：暗褐色土（A層に近似）

第2層：褐色土（A層に近似）

第3層：暗褐色土層（ローム粒子・ロームブロックを多く含む。粘性・しまりともない。）

第4層：暗褐色土層（ローム粒子・ロームブロックを少く含む。粘性・しまりともない。）

第9号住居跡カマド土層説明

第1層：黒褐色土層（ローム粒子を少く含む。粘性・しまりともない。）

第2層：暗褐色土層（ローム粒子を多く含む。粘性・ローム粒子をムラに含む。粘性・しまりともない。）

第3層：黒褐色土層（ローム粒子・焼土粒子を多く含む。粘性・しまりともない。）

第4層：暗褐色土層（焼土ブロックを多く含む。粘性・しまりともない。）

第5層：暗褐色土層（焼土粒子を多く含む。粘性・しまりともない。）

第6層：暗褐色土層（焼土粒子・ローム粒子を多く含む。粘性・しまりともない。）

第8図　第9号住居跡

2	須恵器 壺	A. 口縁部径15.6cm。 器高2.8cm。 B. ロクロ成形。 C. 内外面とも水挽ナデ。 底部内面は回転糸切り。 D. 灰色系。 E. 胎土 砂粒多。 良好。 F. 約1/2。 G. 器ヤ1。
3	壺	A. 口縁部径10.1cm。 B. 粘土紐積み上げ成形。 C. 口縁部内面ヨコナデ。 頸部以下はタテ。 D. 赤色系。 E. 内外一様磨き。 F. 約1/2。 G. カマド内。
4	坏	A. 口縁部径15.4cm。 C. 口縁部内外ともヨコナデ。 体部外面タテ。 D. 赤色系。 E. 内外一様磨き。 F. 1/4強。 G. カマド内。

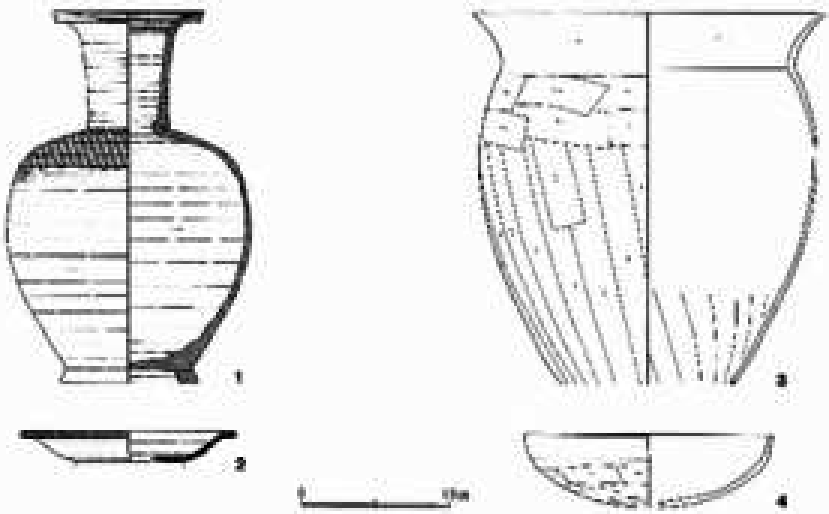

第9図　第9号住居跡出土遺物

第10号住居跡（第10図）

調査区中央部の南区寄りに位置し、隣接する第11号住居跡を切っている。遺構の遺存状況は、あまり良好とは言えない。

平面形は、コーナー部の丸みが強い方形ないし隅丸方形を呈している。規模は、南北方向が2.07m、東西方向が2.06mを測る。壁は、床面から緩斜して立ち上がり、確認面からの深さは平均値で最高40cmある。北壁下の一部から西壁下にかけて、幅30cm・深さ3cm程度の浅い壁溝が巡っている。床面は、竪穴住居の周辺部をローム・ブロックを多量に含む暗黄褐色土を埋め戻して平坦にした貼床式で、全体に固くしまっている。

ピットは、住居内で2基検出されているが、いずれも本住居跡に伴うものか不明である。P1は、住居内の北東寄りに位置し、60cm×40cmの方形プランの規模を有している。底面は広く平坦で、床面からの深さは10cm程度で中央高い。P2は、南東コーナー部に位置し、壁溝と一部重複している。平面30cmの円形を呈し、床面からの深さは7cm程度である。

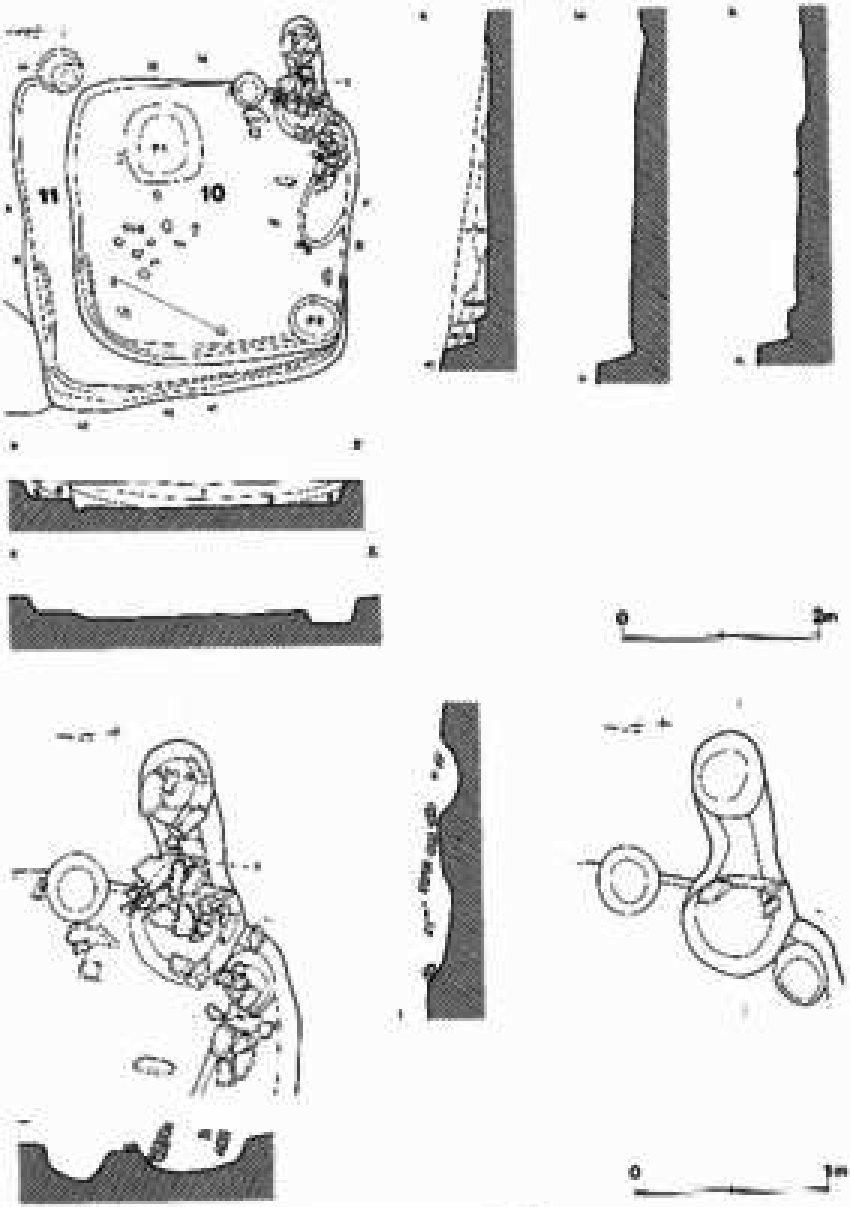

第10図　第10・11号住居跡

カマドは、住居址北壁の東東コーナー寄りにかなり偏った位置にあり、壁を若干掘り込んで構築されている。規模は、幅約60cm、奥行約130cmを測る。袖の痕跡は見られないが、燃焼部の奥にはほぼ右に石が立てられており、またカマド内やその周辺から多数の石が出土していることからすると、石組みのカマドであったと考えられる。煙道部は、若干傾斜して住居外に延びているが、先端部はピット状に広くなっている。

遺物は、カマド内や覆土中から、須恵器甕や郭等などの土器の破片が多量出土したのみである。

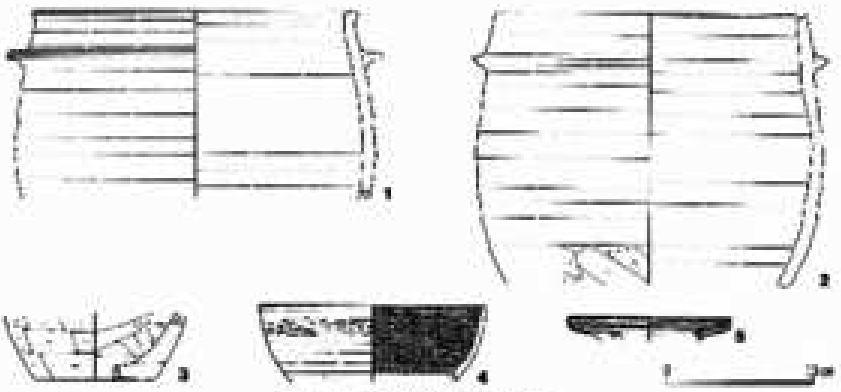

第11図　第10号住居跡出土遺物

第10号住居跡出土土器観察表

1	郭	A. 口縁部径(22.0cm)。B. 受け部張り上げ。ロクロ調整。内外とも磨く。C. 底外面ともヘラ切り。D. 淡色土・黒色粒。E. 外一部黒褐色。内一部黒褐色。F. 口縁部内稜部。G. カマド内。H. 焼成良。外面に炭が付着する。
2	郭	A. 口縁部径(21.8cm)。B. 受け部張り上げ。ロクロ成形。内外とも磨く。C. 内外面ともヘラ磨き。内面は一部ケバ状。D. 赤色粒・黒色粒。E. 内外一部黒褐色。F. 口縁部。G. 高台付近。H. 焼成良好。
3	郭	A. 底部径(8.0cm)。B. 粗。ロクロ成形。C. 内面ヘラミガキ。内面はケバ状。D. 淡色土・赤色粒。E. 内外一部黒褐色。F. 底部内面付近。G. 底部。H. 焼成良。
4	甕	A. 口縁部径(15.4cm)。B. ロクロ成形。C. 外面ヘラ削り後ヨコナデ。上半ミガキ。下半は縦ヘラミガキ。内面ミガキ。D. 赤色粒・白色粒。E. 外一部黒褐色。F. 内面。G. 若干小。H. 焼成良。内面は色調は。
5	須恵器甕	A. 口縁部径(11.6cm)。B. ロクロ成形。C. 口縁部内外面横撫でナデ。D. 黒色粒。E. 外一部黒色。F. 口縁部内面付近。G. 内面。H. 焼成良。外面に炭化物を付着。

第10・11号住居跡出土遺物

第1図：郭：黒海鼠二層（ローム粒子・炭化粒子・「砂粒子を微量含む。明褐・しまりともない。）

第2図：郭：暗褐色二層（ローム粒子・炭化粒子を微量含む。暗褐・しまりともない。）

第3図：郭：明赤褐色土層（ローム粒子を多量含む。暗褐・しまりともない。）

第4図：甕：明褐色土層（ローム粒子を微量含む。暗褐・しまりともない。）

第5図：甕：赤褐色土層（ローム粒子・ローム・ブロックを多量に。炭化粒子を微量含む。暗褐・しまりともない。）

第11号住居跡（第14図）

調査区中央部の皮膚等りに位置し、隣接する第10号住居跡に大半を切られている。遺構の残存状態は悪く、住居の東側壁はすでに削平されている。

平面形は、現存する部分から推測すると、比較的整った方形を呈していたものと思われる。規模は、東西方向が3.33m、南北方向が3.31mを測る。壁は、垂直的に緩斜して立ち上がり、検出面からの深さは西壁で最高20cmある。凡床下の西側半分から南壁寄りにかけて、幅13cm・深さ3cm程度の浅い溝状遺構が巡っている。床面は、ロームブロックを含む暗褐色土を若干踏み固めて平坦にした貼床式で、全体に明るくしまっている。

カマドは、現存する床面直上と遺構内にその痕跡が見られないことから、すでに削平されている可能性があったものと推測される。

遺物は、覆土内から土器片が数点出土しただけである。

第12号住居跡（第12図）

調査区中央部に位置し、南側には第10・11号住居跡が、西側には第8号竪穴遺構が近接している。本住居跡の北側は、過年の開墾によってすでに破壊されており、遺構の残存状態はあまり良好とは言えない。

平面形は、現存する部分から推測すると、コーナー部がやや丸みをもつ隅丸方形に近い長方形を呈していたものと思われる。規模は、南北方向が3.30m、東西方向が3.10mを測る。壁は、垂直的に若干緩斜して立ち上がり、確認面からの深さは西壁で最高30cmを測る。西壁下には、幅10cm・深さ5cm程度の溝状遺構が巡られる。床面は、住居遺構の周囲部をロームブロックを含む暗褐色土で埋め戻した貼床式で、住居の中央部に比べて周囲に近い南西部はやや軟弱である。

ピットは、住居床面上でP1～P4の4箇所が、床面下の隅寄りでP5～P8の4箇所が検出されている。P1は、住居南東コーナー部に位置し、いわゆる貯蔵穴と考えられるもので、67cm×64cmの円形窪みの内部を呈している。壁面は広く平坦で、床面からの深さは30cmある。P1内の埋土中からは、坏を主体とする須恵器多くの土器片が出土している。P2は、住居中央部の南側寄りに位置する。36cm×28cmの円形を呈し、床面からの深さは20cmある。P3は、住居南西コーナー部に位置し、34cm×30cmの円形を呈している。床面からの深さは35cmあり、比較的深い。P4は、東側

第12号住居跡土層説明

第1層：黒褐色土層（ローム粒子・炭化粒子を微量含む。粘性・しまりともない。）
第2層：暗褐色土層（ローム粒子を大量に含む。粘性・しまりともない。）
第3層：暗黒褐色土層（ローム粒子を多量に含む。粘性・しまりともない。）
第4層：暗褐色土層（ローム粒子・焼土粒子を多量に含む。粘性・しまりともない。）

第12号住居跡床下土壙土層説明

第1層：黒褐色土層（ロームブロックを多量に含む。粘性なし。しまりを有する。）
第2層：暗褐色土層（ローム粒子・焼土粒子を多量に含む。粘性・しまりともない。）
第3層：暗赤褐色土層（ローム粒子を多量に含む。粘性・しまりともない。）
第4層：黒赤褐色土層（ロームブロックを微量含む。粘性・しまりともない。）
第5層：暗黒褐色土層（ロームブロックを多量に含む。粘性・しまりともない。）

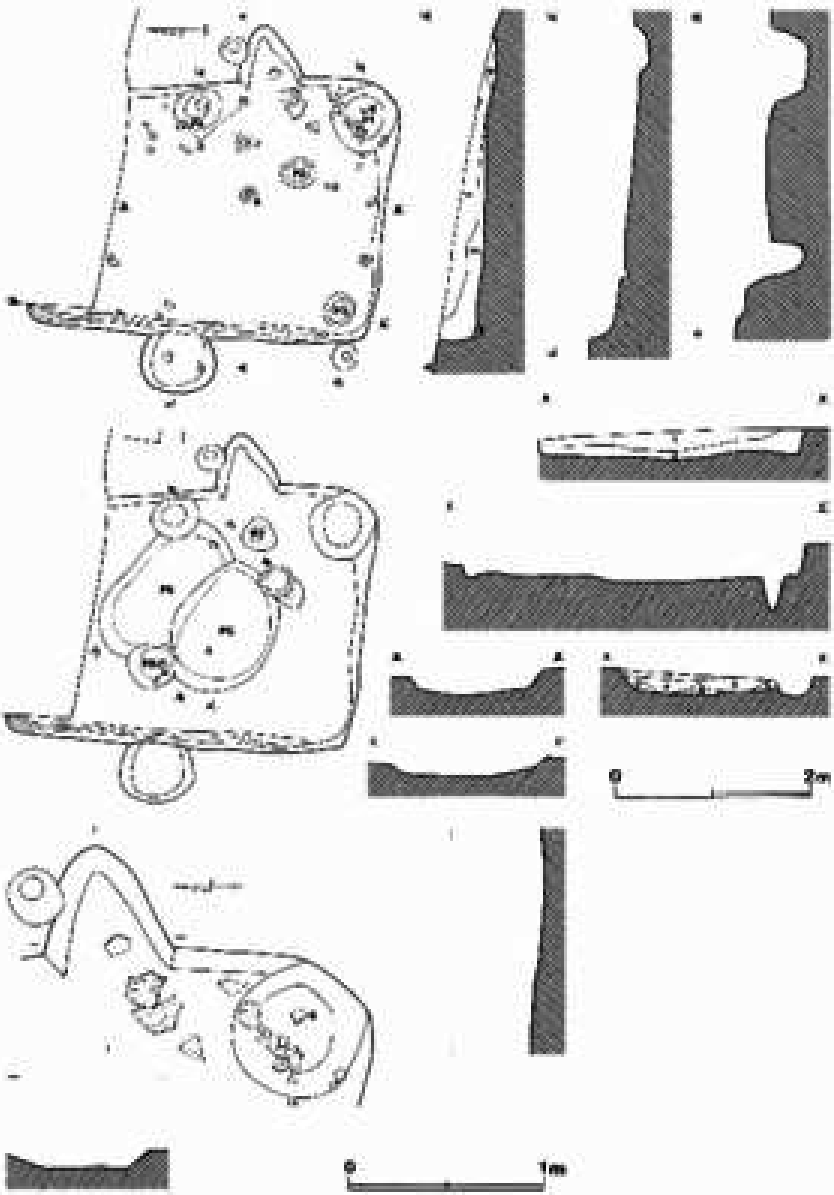

第12図　第12号住居跡

壁下の小穴付近に集中し、30cm×40cmの楕円形ずみの形態を呈している。底面は広くやや丸みをもち、床面からの深さは16cmある。P5とP6は、いわゆる柱穴で、P6がP5を切っている。P5は、130cm×100cmの楕円形ずみの形態を呈している。断面は広く平坦で、床面からの深さは30cmである。覆土は、ローム・ブロックを含む暗茶褐色土が主体で、二層は堆積されている。P6は、102cm×94cmの楕円形ずみの形態を呈している。底面は広く平坦で、床面からの深さは35cmである。覆土は、単一粒子を含む暗褐色土が主体である。P7は、30cm×32cmの不整形を呈し、深さは5cm程度である。P8は、直径20cmの円形を呈し、P5とP6を切っている。深さは20cmあり、覆土中からは土器片が出土している。

カマドは、住居跡壁の西北部に位置し、壁を34cm掘り込んで構築している。袖や煙道部の痕跡は見られず、焼成部だけが残存している。燃焼部は、床面を凹状に掘り窪め、ほぼ水平に作られているが、全体的にあまき焼く焼けていない。

遺物は、カマド内や掘方穴周辺から、土器片が比較的多く出土している。また、カマド近くの覆土中からは、比較的大きく扁平な片岩が3個出土している。

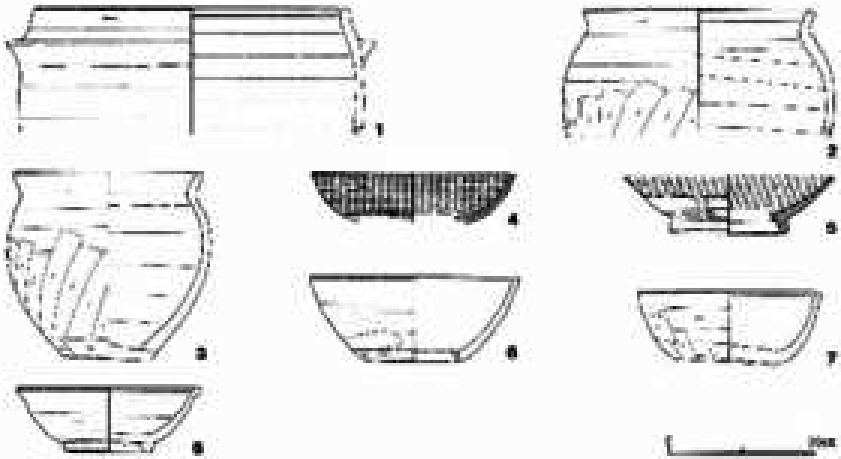

第13図　第12号住居跡出土遺物

第12号住居跡出土土器観察表

1	甕	A. 口径(21.2cm)。B. 粘土紐巻き上げ成形。内面ケズリ。C. 外面ヘラ磨き。D. 口縁部。E. 外ー暗赤色。内ー黒褐色。F. 口縁部内面。G. 覆土中。H. 砂粒多含。H. 内面付着。
2	甕	A. 口径(18.6cm)。B. 粘土紐巻き上げ成形ヨコナデ調整。C. 内外面ヘラナデの後。底部外面下半ケズリ。指圧ナデ。D. 胴部。E. 外ー暗褐色内。F. 内面。G. 覆土中。H. 砂粒多含。

3	小型壺	A. 口縁部径13.6cm、器高11.7、底部径6.4cm、B. 口縁部ヨコナデの後、C. 口縁部内面全面ヨコナデの後、胴部外面下半ケズリ、内面横ナデ、底部外面ケズリの後ナデ、D. 口唇部・胴部外面、E. 内面一部指頭圧、F. 指頭圧、G. 内面に泥、H. 淡黄褐色、胴部外面泥。
4	大型甕口縁	A. 口縁部径33.8cm、B. ヨコナデ成形、C. 内外面横ナデの後、下位縦方向ケズリ、D. 口縁部外面泥、E. 内外一部赤褐色、F. 二枚貝、G. 泥多い、H. 橙色、内外とも部分的赤褐色を呈す。
5	内湾口縁鉢底部	A. 底径推定6.0cm、B. ヨコナデ成形、底部ヘラ切り、C. 内外面縦方向ナデ、D. 口唇部、E. 内外一部赤褐色、F. 石英粒、G. 泥多い、H. 橙色、内外とも部分的赤褐色を呈す。
6	鉢	A. 口縁部径9.1cm、器高5.9cm、底部径5.6cm、B. ヨコナデ成形、C. 口縁部横ナデの後、下半にナデを加える。内面横ナデ、D. 口唇部・底部、E. 内外一部赤色、器面一部赤色、F. 二枚貝、G. 泥、H. 橙色、淡黄褐色。
7	壺	A. 口縁部径4.4cm、胴部径9.2cm、底部径3.2cm、B. ヨコナデ成形、C. 内面縦方向ナデの後、胴部外面に斜方向ケズリ、底部外面横方向ケズリ、D. 口唇部・胴部、E. 内外一部赤色、F. 石英粒、G. 泥多い、H. 淡黄褐色。
8	広口壺肩	A. 口縁部径12.8cm、器高8.4cm、底部径9.8cm、B. ヨコナデ成形、底部ヘラ切り後ナデ、C. 内面横方向ナデ、底部外面縦方向ケズリ、胴部内面下位横ナデ、D. 口唇部・胴部、E. 内外一部赤褐色、F. 石英粒、G. 泥多い、H. 橙色、淡黄褐色。

第13号住居跡（第14図）

調査区北東部の北側寄りに位置する。住居跡の大半を近年の開発によって破壊されており、遺存の状態は良好である。検出していたのは、住居跡の南西コーナー部にあたる部分だけであるため、確実には存在期の明瞭ではないが、ロームブロックを含む埋土による貼床の痕跡が認められたため、一応住居跡の一部と考えたものである。残存する部分では、小規模で浅いピットが2箇所検出されたが、遺構に伴うものか明確ではない。

遺物は、覆土中から8世紀後半～9世紀前半の須恵器や土師器の破片が、極少量出土しただけである。

第14図　第13号住居跡

第14号住居跡（第15図）

第四区中央部の東側斜面に位置し、重複する第13号土坑に切られている。住居跡の東側半分はすでに失われており、遺構の遺存状態は極めて悪い。

平面形は、残存する部分から推測すると、コーナー部の丸みが強い方形か長方形を呈していたものと思われる。規模は、南北方向が2.30m、東西方向は1.48m以上で残れる。壁は、東側約に傾斜して立ち上がり、確認面からの深さは最深で17cmある。床面は、コーム ブロックを含む暗黄褐色土を若干踏み固めて平坦にした粗末式で、中央に盛くし上っている。

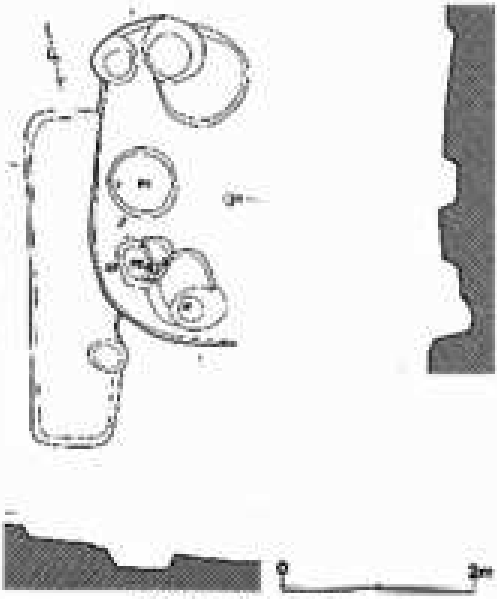

第15図　第14号住居跡

住居内には土坑やピットなど多くの掘り込みが見られるが、本住居跡に伴う可能性が高いものは、P1とP2の2個所だけである。P1は、直径70cm程度の比較的整った円形を呈している。底面は広く平坦で、床面からの深さは30cmある。P2は、住居南西コーナー部近辺に位置し、59cm×30cmの長方形プランの形状を呈している。底面は、2段に深くなっており、床面からの深さは35cmある。P2の覆土中からは、陶器の破片が出土している。

遺物は、覆土中を主体に炭を含む須恵器や縄文土器などの土器片が少量出土しただけである。

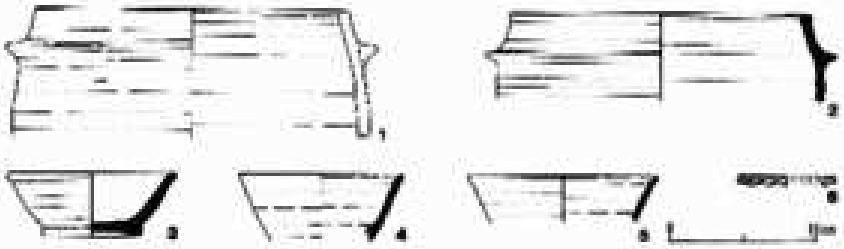

第16図　第14号住居跡出土遺物

第14号住居跡出土土師器器表

1	杯	底	A. 平坦部は（21.3cm）。B. 粘土紐巻き上げ後ヨコナデ調整。内面ヨコナデ。C. 内面にもヨコナデ。D. 口縁部・内面底。E. 内面一部黒化。F. 1/6残存。G. 底部上。H. 胎土粗砂。

2	杯	A. 口縁部径[illegible]cm。B. 斜方向[illegible]。C. 内外面とも回転ナデ。D. 赤色粒・黒色粒。E. 内外一灰色。F. [illegible]。G. 堅土中。H. 焼成良好。
3	須恵器 高台付杯	A. 口縁部径[illegible]cm。器高[illegible]。底径[illegible]。B. ロクロ成形。高台貼付。C. 外面内外[illegible]とも回転ナデ。底部外面[illegible]。D. 白色粒・[illegible]。E. 内外一灰白色。F. [illegible]。G. 堅土中。H. 焼成良好。
4	須恵器 杯	A. 口縁部径[illegible]。B. ロクロ成形。C. 外面内外面[illegible]。D. 白色粒・[illegible]。E. 内外一灰白色。F. [illegible]。G. 堅土中。H. やや軟質。
5	須恵器 杯	A. 口縁部径[illegible]。B. ロクロ成形。C. 外面内外面[illegible]。D. 黒色粒・[illegible]。E. 内外一灰白色。F. [illegible]。G. 堅土中。H. やや軟質。
6	灰釉陶器 皿	A. 口縁部径[illegible]。B. ロクロ成形。C. 内外面とも回転ナデ。D. 黒色粒・[illegible]。E. 外一灰白色。内一灰白色。F. [illegible]。G. 堅土中。H. 内面に[illegible]。

第15号住居跡（第16図）

調査区中央部の南東側寄りに位置し、重複する第8号溝跡に切られている。また、第16号住居跡とも重複しているが、その新旧関係は明らかにできなかった。住居跡の東側半分はすでに削平されており、遺構の遺存状況は極めて悪い。

平面形は、残存する部分から推測すると、方形か長方形を呈していたものと思われる。規模は、南北方向が4.20m、東西方向が4.50mまで確認される。壁は、若干傾斜して立ち上がり、確認面からの深さは西側で最高35cmある。北側壁下の一部から南側壁下にかけて、幅20cm・深さ10cmの壁溝が巡っている。床面は、ローム・ブロックを含む暗黄褐色土を若干踏み固めて平坦にした地床式であるが、全体的に荒くしまっている。

ピットは、残存する住居跡内から1基確認されている。P1は、北側壁際に位置する、直径[illegible]cmの円形を呈し、床面からの深さは[illegible]cm程度である。

遺物は、覆土中から須恵器や土師器の破片が少量出土しただけである。

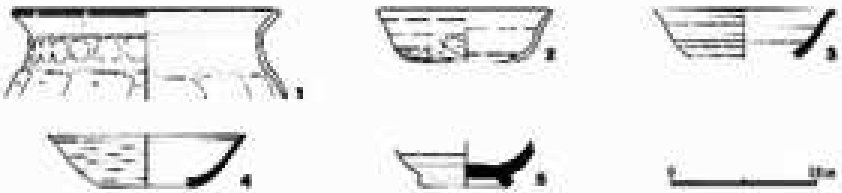

第17図　第15号住居跡出土遺物

第15号住居跡出土土器観察表

1	壺	A. 口縁部径(14.6cm)。B. 粘土紐巻き上げ成形。C. 口縁部内外面ヨコナデ。胴部内面ケズリ。外面ヘラナデ。D. 黒色粒・白色粒。E. 内外一赤褐色。F. 口縁部1/4残存。G. 堅土中。
2	杯	A. 口縁部径(11.4cm)。C. 口縁部及び体部内外面ヨコナデ。底部外面ケズリ。D. 白色粒・黒色粒。E. 内外一淡褐色。F. 口縁部一部。G. 堅土中。
3	須恵器 杯	A. 口縁部径(12.2cm)。B. ロクロ成形。C. 内外面とも回転ナデ。D. 角閃石・白色粒。E. 外一淡灰褐色。内一灰褐色。F. 口縁部1/4残存。G. 堅土中。H. やや軟質不良。

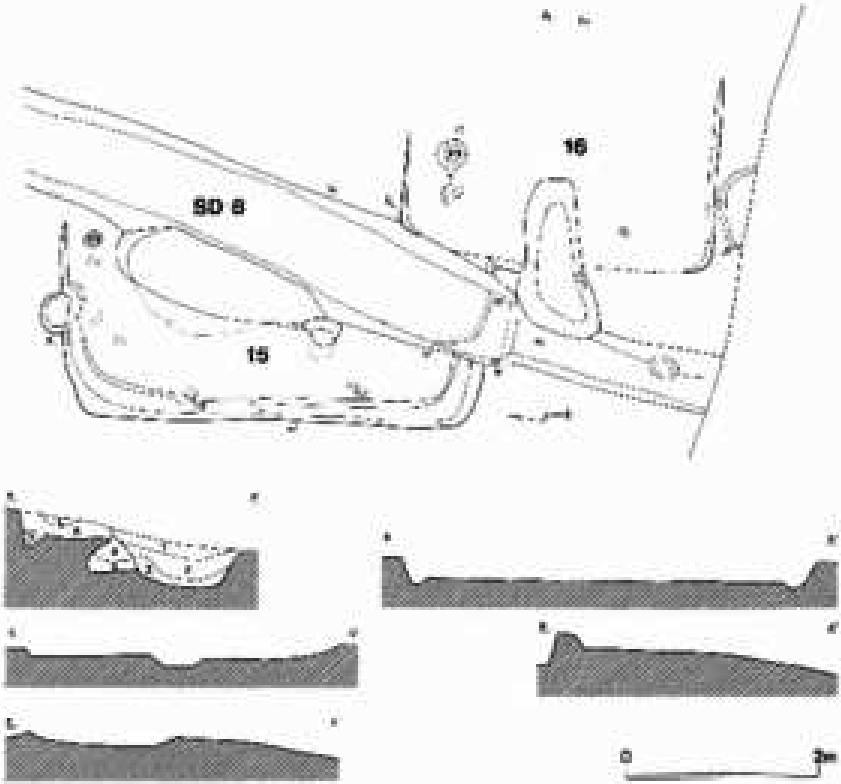

第16図　第15・16号住居跡

第16号住居跡・第8号溝跡土層説明

（第8号溝跡）

第1層：暗褐色土層（A軽石を多量に含む。粘性・しまりともない。）

第2層：黒褐色土層（A軽石・ローム粒子を多量に含む。粘性・しまりともない。）

第3層：暗褐色土層（ローム粒子を多量に含む。粘性・しまりともない。）

第4層：暗褐色土層（ローム粒子を多量に、A軽石を少量に含む。粘性・しまりともない。）

第5層：暗褐色土層（A軽石を多量に、ローム粒子を微量に含む。粘性・しまりともない。）

（第15号住居跡）

第6層：暗黒褐色土層（ローム粒子を少量に、焼土粒子・炭化粒子を微量含む。粘性・しまりともない。）

第7層：黒褐色土層（ローム粒子を微量含む。粘性・しまりともない。）

4	須恵器	A. 口縁部残存長3.3cm、底部径6.4cm。B. ロクロ成形。C. 内外面とも回転ナデ。D. 外面ヘラ切り・底部径。E. 内外一部炭化。F. 砂粒。G. 良好。H. 焼土中。
5	須恵器	A. 器壁の厚さ0.4cm。B. ロクロ成形。C. 内外面とも平滑ナデ。D. 外面格子目タタキ。E. 内外一部炭化物。F. 砂粒多い。G. 良好。H. 焼土中。I. やや風化。

第16号住居跡（第18図）

調査区の北部の密集調査区に位置し、重複する第8号溝跡に切られている。また、第15号住居跡とも重複しているが、その詳細関係は明らかにできなかった。住居跡の南側半分はすでに消滅されており、規模の復原は困難である。

平面形は、現存する部分から推測すると、コーナー部がやや丸みをもつ方形か長方形を呈していたものと思われる。規模は、南北方向が5.16m、東西方向は4.95mまで測れる。壁は、緩やかに立ち上がり、掘込面からの深さは平均で約15cmある。床面は、ローム層ブロックを含む暗褐色土を敷き固めて平坦にした粘質式であるが、全体的にやや軟弱である。

ピットは、残存する住居跡内から4箇所確認されている。P1は、北東側コーナー部付近に位置する。直径30cmの円形を呈し、検出面からの深さは16cmある。

遺物は、覆土内から須恵器や土師器の破片が数点出土したのみである。

第18図　第16号住居跡出土遺物

第16号住居跡出土土器観察表

1	須恵器	A. 口縁部径17.6cm。B. ロクロ成形。C. 内外面回転ナデの後、天井部外面ヘラケズリ。D. 外面砂・白色粒・黒色粒。E. 内外一部炭化物。F. 砂粒多い。G. 良好。H. 焼土中。I. やや風化。

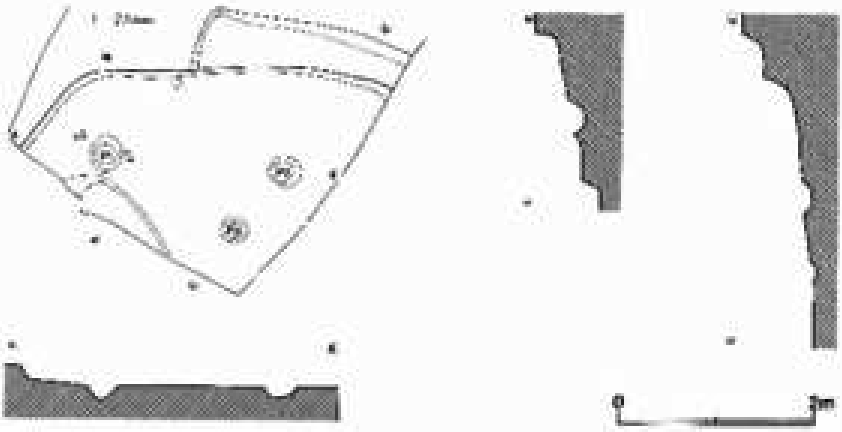

第20図　第17号住居跡

第17号住居跡（第20図）

調査区北西に位置する。住居跡の東側半分は近年の開発によって破壊されており、遺構の遺存状態は極めて悪い。

竪穴跡の形状や規模は不明である。壁は南北方向にやや傾斜してやや上がり、残存部からの深さは最高で31cmある。床面は、南北方向にゆるやかに、中央部に向かって緩やかに高くなっており、全体的に軟くしまっている。

ピットは、住居内からP1～P3の3箇所検出されている。いずれも直径が25cm～30cmの円形を呈し、床面からの深さが15cm程度の浅いものである。

遺物は、覆土中から縄文時代前期諸磯b式の土器片と石器片が少量出土しただけである。

第21図　第17号住居跡
出土遺物

第17号住居跡出土土器観察表

1	深　鉢	A.茶褐色粘土に砂混ぜ。C.内面ナデ。文様は沖ノ原式（ヤ）を折り返す文様、胴部は1段を縦にかき4本の平行沈線文を垂す。D.赤褐色・角閃石。E.内外一様磨き。F.良好。G.堅牢。
2	深　鉢	A.ボーロが混ぜ上げ成形。C.内面ナデ。文様は縄文と単節斜行縄文（RL）を使い胴部文様、沈線文（波状）を施す。D.赤色粒・雲母。E.内一様磨き。H.単節RL。F.良好。G.堅牢。
3	有孔鍔	A.粘土紐巻き上げ成形。C.文様は中ノ沢式の型に影響を受けた型。D.雲母。E.内外暗赤褐色。F.良好。G.堅牢。

第18号住居跡（第22図）

東西区調査区に位置する。発掘する第9号住居跡と縄文時代中期の竪穴域に属されており、遺構の遺存状態はあまり良好とは言えない。また、住居跡の東側と南側は調査区外のため、本来規模の全容は不明である。

平面形は、検出された部分から推定すると、コーナー部の丸みが強い方形か隅丸方形ぎみの形状を呈していたものと推測される。規模は、東西方向が3.25mまで、南北方向が3.00mまで測れる。壁は、緩やかに傾斜してやや上がり、南東部からの深さは最高で最深37cmを測る。床面は、ほぼ平坦であるが、南部が若干高くなっている。床面内には径20cm・深さ10cm程度の小ピット（P2～P6）を伴う円形に近い溝が巡られるが、おそらく本住居跡廃棄以前の作業の痕跡と考えられる。

ピットは、P1とP7の2箇所が検出されている。P1は、直径20cmの円形を呈し、床面からの深さは10cm程度である。P7は、住居北西の壁際に位置する。直径30cmの円形を呈し、床面からの深さは25cmある。

炉は、住居の中央付近に位置する。炉周囲を礫が巡られているが、おそらく120cm×90cm程度の楕円形を呈していたものと推測される。炉面は広く平坦で、床面からの深さは30cm程度である。炉の覆土は、下半がローム・ブロック中粒土粒子を多く含む暗茶褐色土で、上半は焼土粒子や炭化粒子を均一に含む黒褐色土である。炉内からは、土器片が比較的多く出土しているが、炉に関係するような礫や炉床上部に見られなかった。

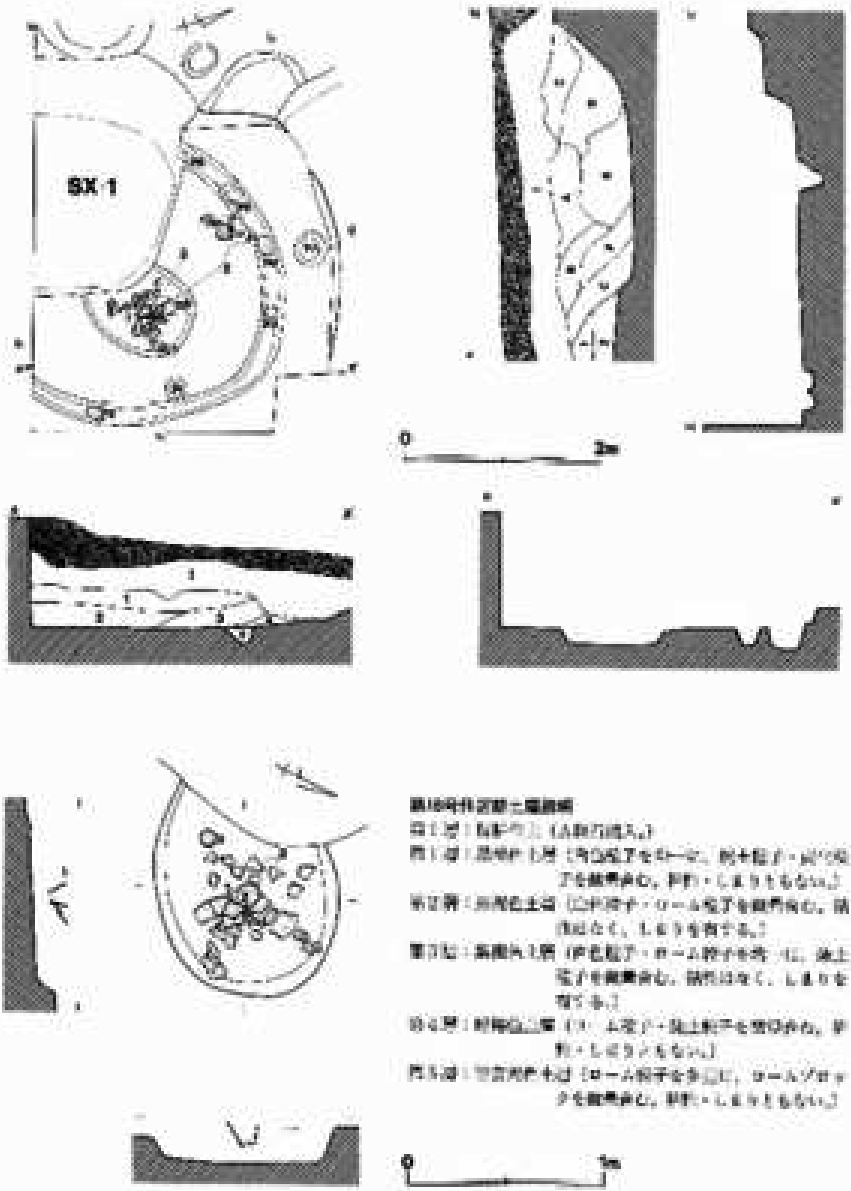

第18号住居跡遺物表

第1図：須恵器 [ハ形の底入。]

第1図：須恵器 [内面に粒子をトーン。粒子・粒子・砂の粒子を顕著含む。焼成・しまりともなし。]

第2図：須恵器土師 [白色粒子・ローム粒子を顕著含む。焼成はなく、しまりを有する。]

第3図：須恵器土師 [白色粒子・ローム粒子を多量に、砂土粒子を顕著含む。焼成はなく、しまりを有する。]

第4図：須恵器土師 [白色粒子・砂土粒子を多含む。焼成・しまりともなし。]

第5図：須恵器土師 [ローム粒子を多量に、ローム・ブロックを顕著含む。焼成・しまりともなし。]

第22図　第18号住居跡

第23図　第19号住居跡出土遺物(1)

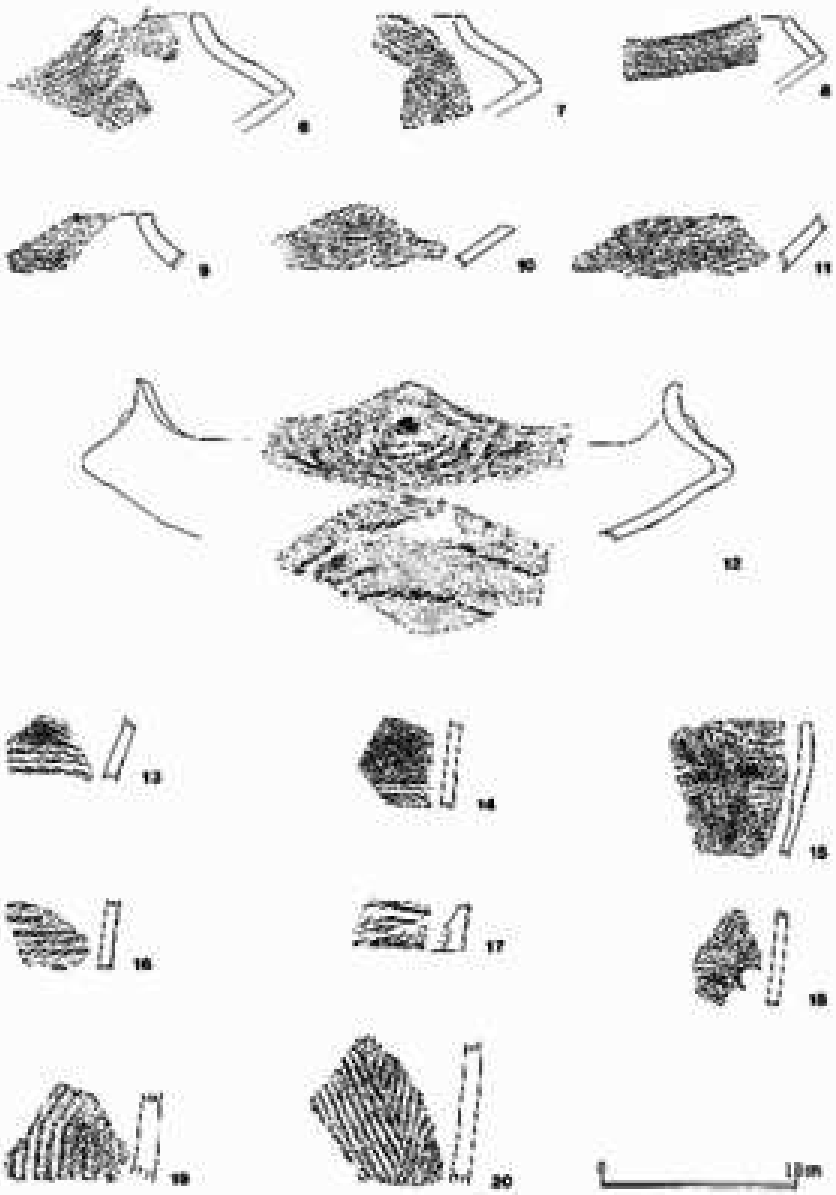

第24図　第18号住居跡出土遺物(2)

遺物は、ふれんや竪穴から縄文時代晩期前葉の土器片や石器片などが出土している。No.2の凝灰岩は、加工品ではないが、その出土状況から見て、何らかの意図をもって置かれていたものと考えられる。また、第24図のNo.19と第20図は、縄文時代晩期中葉のもので、埋葬に伴うものと考えられる。

第18号住居跡出土土器観察表

1	深鉢		A.口縁部径(29.4cm)。B.ナデ仕上げ。C.文様は縄文を施文。D.赤色粒・赤色粒・黒色粒。E.外一部褐色。F.良好。G.堅い。
2	深鉢		A.口縁部径(40.6cm)、底径(8.3cm)、器高(41.7cm)。B.縦上位横位の沈線。C.文様は縄文帯を上下に区画し、その内部を斜行縄文で施文しているが、縄目の方向などは沈線文を挟んでいる。口縁部には縦方向の結束痕が2カ所に残る。D.赤色粒・小石。E.外面上半一部黒褐色。内面一部黒褐色。F.良好。G.硬い。
3	浅鉢		A.口縁部径(31.4cm)。B.本体に縦位ヘラ削り。C.文様は縄文に平行沈線(第1)を間隔に施文後、竹管状工具による平行沈線文を口縁部から縦位に施文する。浅鉢中位には同一工具を斜方向に連続刺突文を横位に巡らせる。D.白色粒・石英粒。E.内外一部黒褐色。F.硬い。G.堅い。
4	深鉢		A.底部径(7.6cm)。B.丸底部上での平底部ヘラ削り。C.胴部底部とも底部ナデ。D.角閃石。E.外一部黒褐色。内一部黒褐色。F.軟質のもの。G.粗い。
5	深鉢		A.底部径(8.2cm)。B.胴部下端上での平底部ヘラ削り。C.胴部底部ともナデ。文様は胴部表面に縦方向にヘラ状工具による刺突。D.石英粒・白色粒。E.内外一部黒褐色。F.良好。G.堅い。
6	深鉢		B.粘土紐積み上げ成形。C.内面ナデ。文様は縄文に平行沈線文(第1)を施文後、竹管状工具を用いた4本の平行沈線文を加す。D.赤色粒・白色粒。E.内外一部黒褐色。F.硬い。G.粗い。H.第6・9図一部同。
7	深鉢		B.粘土紐積み上げ成形。C.内面ナデ。文様は縄文に平行沈線文(第1)を施文後、竹管状工具を用いた4本の平行沈線文を加す。D.赤色粒・白色粒。E.内外一部黒褐色。F.硬い。G.粗い。H.第6・9図一部同。
8	深鉢		B.粘土紐積み上げ成形。C.内面ナデ。文様は縄文に平行沈線文(第1)を施文後、竹管状工具を用いた4本の平行沈線文を加す。D.赤色粒・白色粒。E.内外一部黒褐色。F.硬い。G.粗い。H.第6・9図一部同。
9	深鉢		B.粘土紐積み上げ成形。C.内面ナデ。文様は縄文に平行沈線文(第1)を施文後、竹管状工具による2本の平行沈線文を加す。D.石英粒・白色粒。E.内外一部黒褐色。F.硬い。G.粗い。H.第13図一部同。
10	深鉢		B.粘土紐積み上げ成形。C.内面ナデ。文様は縄文に平行沈線文(第1)を施文後、竹管状工具による2本の平行沈線文を加す。D.石英粒・白色粒。E.内外一部黒褐色。F.硬い。G.粗い。H.第13図一部同。
11	深鉢		B.粘土紐積み上げ成形。C.内面ナデ。文様は縄文に平行沈線文(第1)を施文後、竹管状工具による平行沈線文を加す。D.石英粒・白色粒・小石。E.外一部黒褐色。F.硬い。G.粗い。H.第13図一部同。
12	深鉢		B.粘土紐積み上げ成形。C.内面ナデ。文様は縄文に平行沈線文(第1)を間隔に施文後、竹管状工具による平行沈線文を加す。D.赤色粒・白色粒。E.外一部黒褐色。内一部黒褐色。F.硬い。G.粗い。H.第13図一部同。
13	深鉢		B.粘土紐積み上げ成形。C.内面ナデ。文様は縄文に平行沈線文(第1)を間隔に施文後、竹管状工具による平行沈線文を加す。D.赤色粒・白色粒。E.外一部黒褐色。内一部黒褐色。F.硬い。G.粗い。H.第13図一部同。
14	深鉢		B.粘土紐積み上げ成形。C.内面ナデ。文様は縄文に平行沈線文(第1)を間隔に施文後、竹管状工具による平行沈線文を加す。D.赤色粒・白色粒。E.外一部黒褐色。F.硬い。G.粗い。H.第13図一部同。

15	炭	静	B. 張土盛土上げ成形、C. 内面ナデ、文様は無文になく、[illegible]と[illegible]を[illegible]の[illegible]を施す。D. 石英粒・赤色粒・白色粒、E. 内外 暗赤褐色、F. 硬片、G. 焼二中。
16	壺	鉢	B. 粘土盛上げ成形、C. 内面ナデ、文様は無文になく、張土盛上に凹線[illegible]を施すことを[illegible]の[illegible]を施す。D. 石英粒・白色粒、E. 内外一様赤褐色、F. 硬片、G. 焼二中、H. 弥生[illegible]一[illegible]。
17	底	部	B. 粘土盛上げ成形、C. 内面ナデ、文様は無文になく、張土盛上に凹線[illegible]を施すことを[illegible]の[illegible]を施す。D. 石英粒・白色粒、E. 内外一様赤褐色、F. 硬片、G. 焼二中。
18	底	部	B. 粘土盛上げ成形、C. 内面ナデ、文様は無文に[illegible]を施すことを[illegible]の[illegible]を施す。D. 石英粒・赤色粒、E. 外 暗褐色、F. 硬片、G. 焼二中。
19	甕	鉢	B. 粘土盛上げ成形、C. 内面ナデ、文様は[illegible]を施す。D. 白色粒、E. 外 赤褐色、内 黒色、F. 硬片、G. 焼二中、H. 弥生[illegible]X－1からの流入と考えられる。
20	壺	鉢	B. 粘土盛上げ成形、C. 内面ナデ、文様は[illegible]を施す。D. 白色粒・白色粒、E. 外一様赤褐色、内 黒褐色、F. 硬片、G. 焼二中、H. 弥生[illegible]X－1からの流入と考えられる。

2．掘立柱建物跡

第1号掘立柱建物跡（第25図）

調査区中央部の西北寄りに位置し、北東隅には第2号掘立柱建物跡が、東側にはピットによる第1号竪穴群が近接している。建物跡の基礎部は第8層を掘削しており、それによって一部の柱穴上部を失っている。

建物跡の形態は、南北方向が3間、東西方向が2間の長方形を呈する簡単式である。規模は、南北方向の桁行間が7.05m、東西方向の梁行間が4.60mを測る。柱穴間は、桁行間が1間2.35m・梁行間が2.30mの等間隔である。建物跡の棟行方向は、N－2°－Wのほぼ真北を向いている。

柱穴の形態は、浅き50cm～60cmの楕円形もしくは円形を呈するものが多いが、P1・P3・P4のように、長方形や方形ぎみの形態のものも見られる。柱穴の深さは、建物跡が斜面に隣接する部分に建てられているため、今回検出した1～4は建物の東側柱穴ほど浅く、西北隅柱穴は深くなっている。底では、ローム・ブロックや焼土粒子を含む暗褐色土を主体とし、粘質は見られなかった。

遺物は、柱穴覆土1～4から9世紀代の須恵器や土師器の破片が、少量出土しただけである。

第2号掘立柱建物跡（第26図）

調査区中央部の北寄りに位置し、南西隅には第1号竪穴群が、東側には第3号掘立柱建物跡が近接している。本建物跡は、建物の東側を近年の溝によってすでに破壊されているため、その全容は不明である。なお、第13号住居跡とは重複関係にあるものと考えられるが、その詳細は不明である。

建物跡の形態は、第1号掘立柱建物跡と同じく、南北方向が3間、東西方向が2間の長方形を呈する簡単式と推測される。規模は、南北方向がほぼ6mあり、東西方向はP3を本建物跡の東側柱穴の機能と考えると、5m程度ではないかと思われる。柱穴間は、南北方向の桁行間が1間ほぼ2m台で、東西方向の梁行間が1間約2.5m台の等間隔と思われる。建物跡の棟行方向は、ほぼ真北を向いている。

柱穴は、長径60cm～65cmの円形や楕円形ぎみのものが多い。柱穴の深さは、建物の南側柱穴で

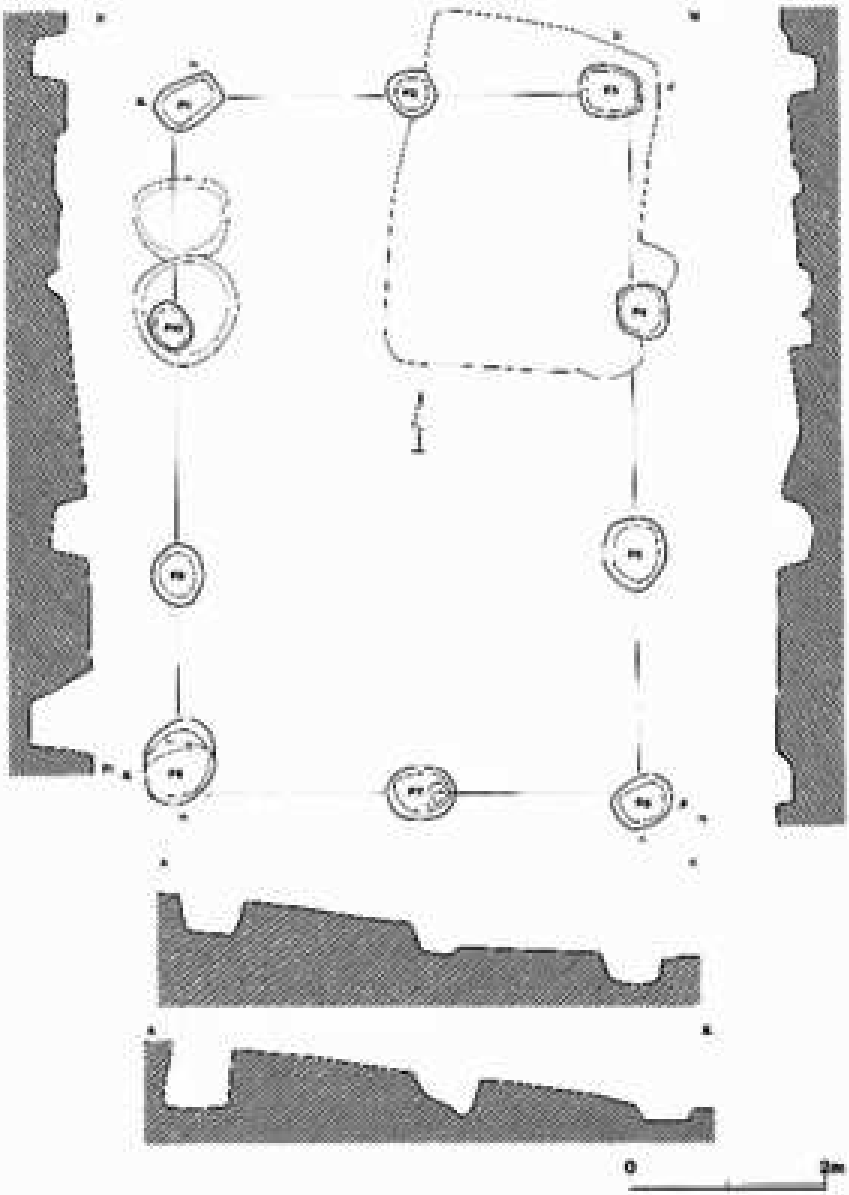

第25図　第1号掘立柱建物跡

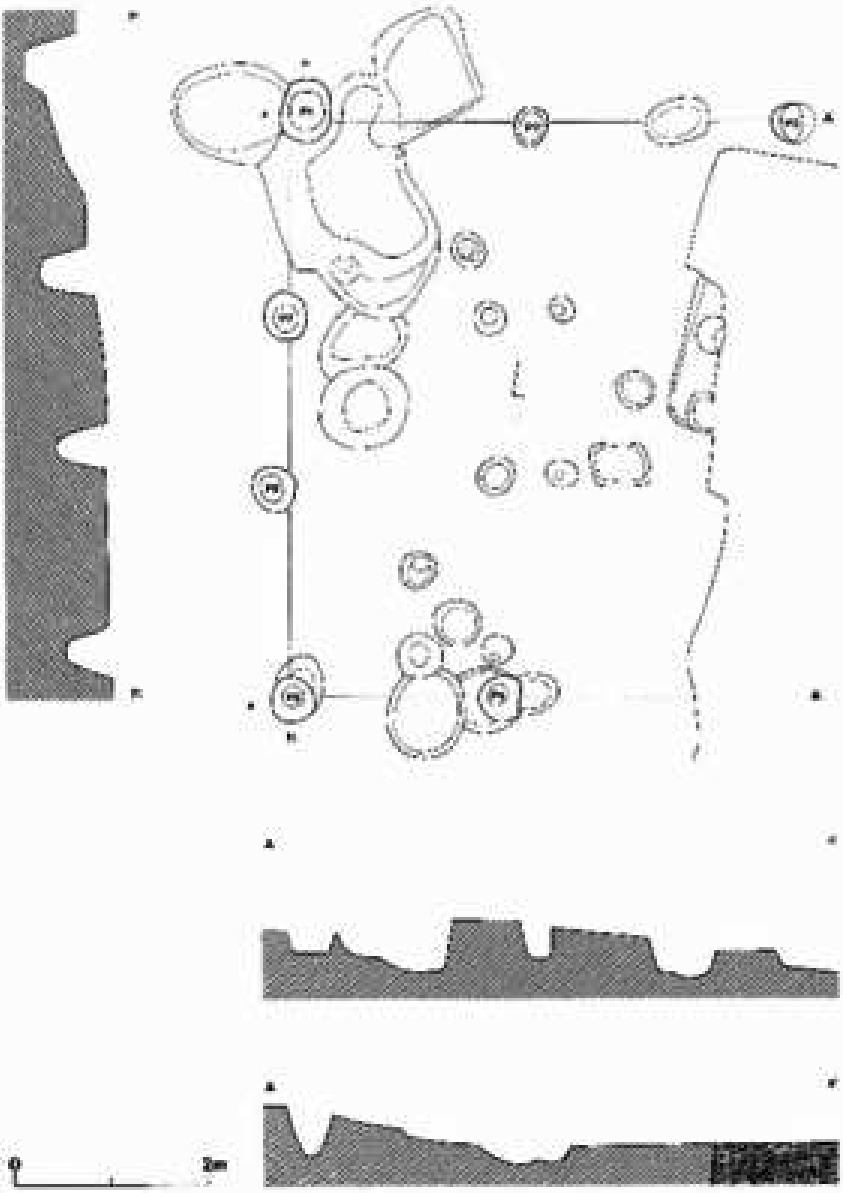

第20図　第2号掘立柱建物跡

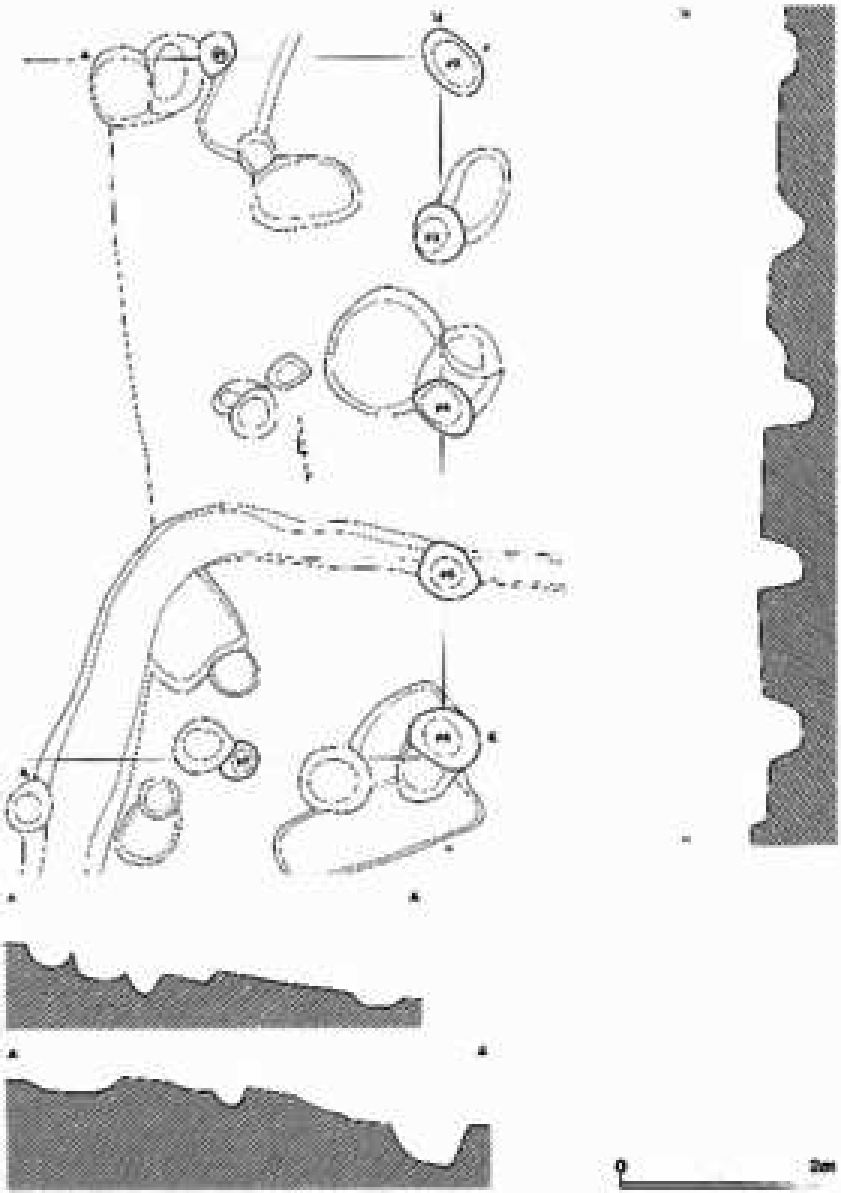

第27図　第3号掘立柱建物跡

50cm～60cmある。覆土は、ローム粒子を含む黒褐色土を主体にし、炭化物はふくまれなかった。

遺物は、柱穴内やその穴周辺から、小形の代表的な縄文時代中期の土器や十和田の破片が、少量出土しただけである。

第3号掘立柱建物跡（第27図）

西北端の尖頭部のやや北寄りに位置し、本跡には第2号竪穴住居跡が、両脇にはピットによる第2号柵列跡が所在している。本建物跡は、西南部を溝状の遺構によってすでに破壊されているため、その全容は不明である。また、柱穴の一部を後世の第7号溝跡と第12号遺跡に切られている。

建物跡の形態は、西北方向が4間。東南方向が3間以上の方形に近い形態を呈するものと思われる。規模は、西北方向は7.30mである。柱心間は、南北方向が1間当たり1.90mの等間隔で、東西方向はP1～P3間とP6～P7間の1間が約2.30mである。建物跡の棟方向は、N－7°－Eを向いている。

柱穴は、P2～P6の建物東辺の柱穴は長さ90cm～75cmの不整円形か楕円形を呈しているが、P1とP7の西北端部の柱穴は、直径60cm以内の規模のやや小形化を示している。柱穴の深さは、建物の東辺部柱穴で30cm～40cmあり、P1とP7の北辺部の柱穴は20cm～30cmである。覆土は、ローム粒子を含む褐色土を主体にし、炭化物はふくまれなかった。

遺物は、柱穴埋土中や柱穴の近辺から、縄文時代中～晩期の代の縄文土器や土師器の破片が、少量出土しただけである。

3．柵　列　跡

第1号柵列跡（第28図）

西南尖頭部の端に位置し、東辺には第1号掘立柱建物跡が隣接している。本柵列跡は、地形的に、台地の東端上には掘り込まれたピットが4個並んだものであるが、その柵列跡はさらに調査区外に延びる可能性もある。その方向は隣接する第1号竪穴住居跡の列石方向とほぼ一致している。柱心間は、2.70m程度のほぼ等間隔である。柱穴は、いずれも直径60cm程度の円形を呈し、確認面からの深さも40cm～50cmで比較的揃っている。覆土は、ローム粒子を多く含む黒褐色土を主体にしている。遺物が何もふくしていないため、明確な時期は不明であるが、覆土の状態より古代のものと推測される。

第2号柵列跡（第28図）

西北尖頭部の東側寄りに位置し、隣接する第3号掘立柱建物跡と第16号土坑に、柱穴の一部を切られている。本柵列跡は、北東西方向に3個の規模のピットが列状に並んだものであるが、その柵列跡はさらに調査区外に延びる可能性もある。柱心間は、やや不揃いで、2.0m～1.60mである。柱穴は、径25cm～30cmの円形を呈し、確認面からの深さはいずれも25cm程度で揃っている。遺物が何もふくしていないため、明確な時期は不明であるが、覆土の状態より古代のものと推測される。

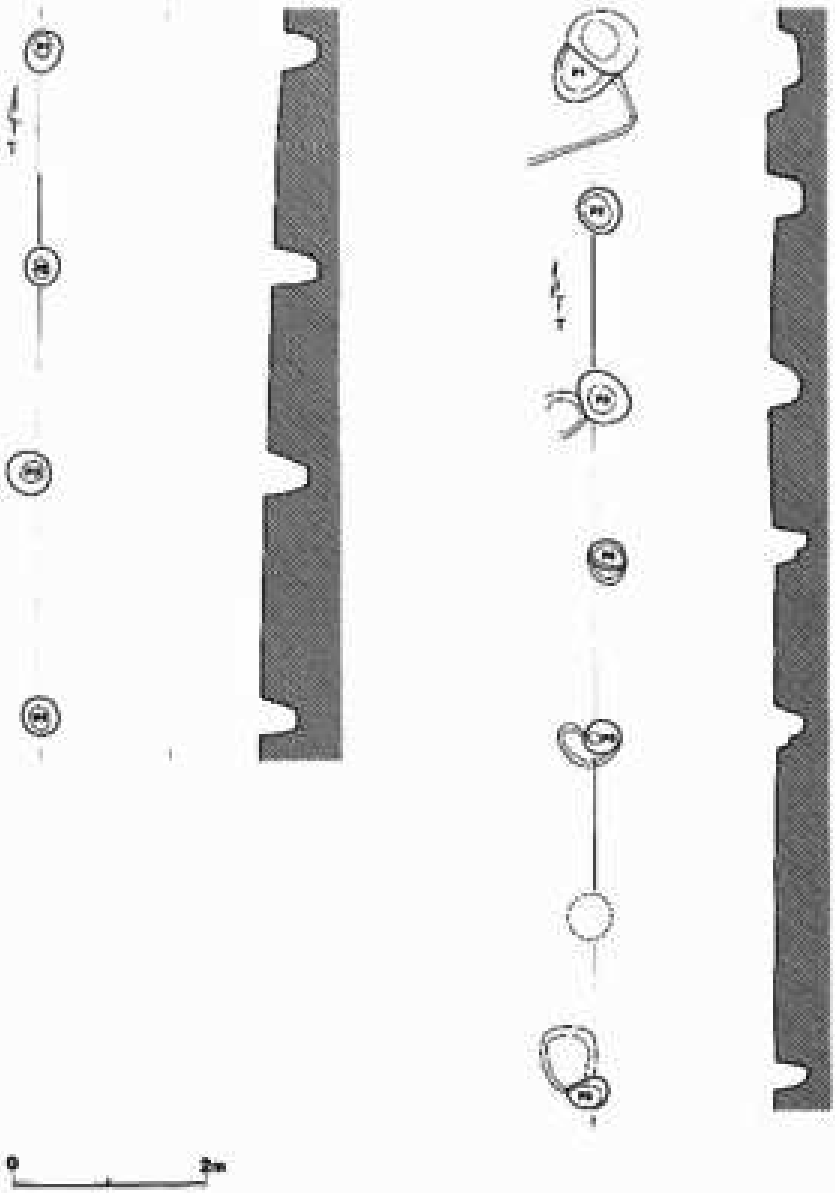

第26図 柵 列 跡

4．土　　墳

第13号土墳（第33図）

[illegible]沢沢の氾濫段丘に位置し、土壁の最立の一部を切り与代[illegible]と[illegible]に切られている。平面形は隅[illegible]の形態を呈し、[illegible]は[illegible]方向が[illegible]。[illegible]方向が[illegible]を測る。壁は、内傾[illegible]に[illegible]して立ち上がり、[illegible]からの[illegible]で[illegible]ある。[illegible]は、[illegible]であるが、[illegible]に[illegible]している。遺物は、[illegible]から[illegible]の[illegible]の[illegible]が比較的多く[illegible]している。

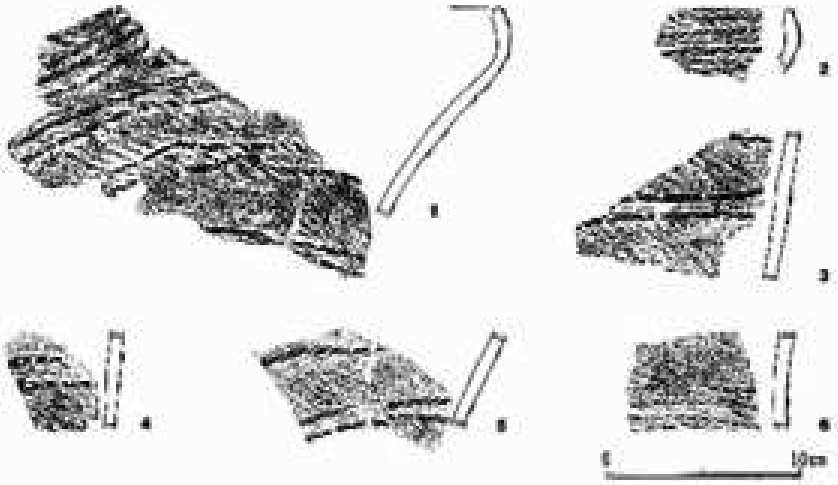

第29図　第13号土墳出土遺物

第13号土墳出土土器観察表

1	深鉢	B. 胴上部[illegible]上げ成形。C. 内面ナデ。文様は[illegible]文に単節縄文（R）を[illegible]に施文後、[illegible]沿いに[illegible]による浮線文（[illegible]）をモチーフとし、[illegible]は[illegible]を施す。D. 有[illegible]・[illegible]・[illegible]。E. 外一部[illegible]、内一[illegible]色。F. [illegible]。G. 底上げ。
2	深鉢	B. [illegible]上げ成形。C. 内面ナデ。文様は[illegible]文に[illegible]文（R L）を[illegible]に施文後、[illegible]沿いに[illegible]による[illegible]をモチーフとなる浮線文を施す。D. 有[illegible]。E. 外一[illegible]色。F. [illegible]。G. 底上げ。
3	深鉢	B. 胴上部[illegible]上げ成形。C. 内面ナデ。文様は[illegible]文に単節縄文（R L）を施文後、[illegible]沿いに[illegible]によるモチーフとなる浮線文を施す。D. [illegible]・有[illegible]。E. 外一[illegible]色。内一[illegible]色。F. [illegible]。G. 底上げ。
4	深鉢	B. 胴上部[illegible]上げ成形。C. 内面ナデ。文様は[illegible]文に単節縄文（R L）を施文後、[illegible]沿いに[illegible]によるモチーフとなる浮線文を施す。D. 有[illegible]。E. 外一[illegible]色。内一[illegible]色。F. [illegible]。G. 底上げ。

5	面	積	B. 第1層目の上の層。C. 褐色ナデ。文様のない文に平行線文（第13図）を横に施文後、斜一方向から刺突によるキザとあちつけ施文を施す。D. 褐色系・白色系・黒色系。E. 角閃・長石・黒色系。F. 凝灰岩。G. 砂土。H. 焼ある土器一部。
6	面	積	B. 第1層目の一つ下の層。C. 褐色ナデ。文様のない文に平行線文（第13図）を横に施文後、斜一方向から刺突によるキザとあちつけ施文を施す。D. 褐色系・白色系・黒色系。E. 角閃・長石・黒色系。F. 凝灰岩。G. 砂土。H. 焼ある土器一部。

第14号土壙（第33図）

海老区の東端付近に位置し、北区区割1mには第13号土壙が隣接している。平面形は長方形の隅丸方形を呈し、規模は東西方向が1.06m、南北方向が1.05mを測る。壁は、南東方向にやや傾斜して立ち上がり、確認面からの深さは最深で30cmある。底面は、広く平坦で堅固である。遺物は、覆土中より縄文時代前期諸磯b式の破片と思われる土器が1点出土しただけである。

第15号土壙（第33図）

調査区の南部の北側寄りに位置し、重複する第14号住居跡を切っている。平面形は歪った長方形を呈し、規模は東西方向が0.40m・南北方向が0.90mを測る。壁は、緩やかに立ち上がり、確認面からの深さは14cmある。底面は広く平坦であるが、東側に向かってやや傾斜している。遺物は、覆土中から縄文中期の土器の破片が出土しているが、重複する第14号住居跡から混入した可能性が高い。

第33図　第15号土壙出土遺物

第15号土壙出土土器観察表

1	縄	文	A. 口縁部片（厚3mm）。B. 粗土層中上位層にテラ状堆積。粗砂を含む。C. 内面褐色系。D. 片面粗・赤色系・白色系。E. 角閃・長石・黒色系。F. 凝灰岩。G. 砂土。H. 焼ある土器一部。

第16号土壙（第33図）

調査区の中央部付近に位置し、重複する第3号竪穴状建物跡と第2号竪穴状遺構の北東部を切っている。平面形は、コーナー部の丸みが強い長方形を呈し、規模は東西方向が0.98m・南北方向が0.80mを測る。壁は、南東部にやや傾斜して立ち上がり、確認面からの深さは22cmある。底面は広く平坦であるが、東側に向かって緩やかに傾斜している。出土遺物はなく、時期は不明である。

第17号土壙（第33図）

海老区東側の北区寄りに位置し、東側には第17号住居跡が隣接している。平面形はコーナー部がやや丸みをもつ方形ずみの形状で、規模は東西方向が1.30m・南北方向が1.24mを測る。壁は直線的に立ち上がり、確認面からの深さは最深で33cmある。底面はほぼ平坦であるが、東側に向かってやや傾斜している。出土遺物はなく、時期は不明である。

第18号土壙（第33図）

調査区の中央部に位置する。第19号住居跡と重複しているが、新旧関係は不明である。平面形は楕円形かつ底円部がゆるみの曲線を呈している。規模は南北方向が7.4m、東西方向は6.60mまで測れる。壁は緩やかに傾斜して立ち上がり、確認面からの深さは最大で26cmある。底面は広く平坦であるが、北東に向かって緩やかに傾斜している。覆土は、ローム粒子・焼土粒子・炭化粒子を含む暗褐色土を主体にしている。遺物は、覆土中から縄文時代の土器の破片が少量出土しただけである。

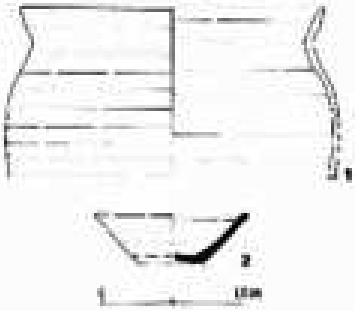

第31図　第18号土壙出土遺物

第18号土壙出土土器観察表

1	壺	A. 口縁部残存. B. ロクロ成形. C. 内外面とも丁寧なナデ. D. 赤褐色・白色粒・黒色粒. E. 内外一次焼成. F. 良好. G. 堅ち.
2	深鉢	A. 口縁部残存. B. ロクロ成形. C. 内外面とも丁寧なナデ. 口縁部に沿って2条の沈線. D. 白色粒・黒色粒. E. 内外一次焼成. F. 良好. G. 堅ち.

第19号土壙（第33図）

調査区中央部付近に位置し、重複する第20号土壙に切られている。平面形は楕円形で、6.0m程度の円形を呈している。壁は緩やかに立ち上がり、確認面からの深さは18cmある。底部は広く平坦であるが、北東方向に向かってやや傾斜している。覆土は、ローム粒子や炭化粒子を含む暗褐色土と暗黒褐色土である。遺物は、覆土中から弥生時代中期を主体とする土器の破片が少量出土しただけである。

第32図　第19号土壙出土遺物

第19号土壙出土土器観察表

1	壺	A. 口縁部残存. B. ロクロ成形. C. 内外面とも丁寧なナデ. D. 白色粒. E. 内一次焼. F. 良好. G. 堅ち.
2	深鉢	A. 底部残存. B. ロクロ成形. C. 内外面とも丁寧なナデ. 底部内面に重ね焼痕. D. 白色粒. E. 内外一次焼成. F. 良好. G. 堅ち.

第20号土壙（第33図）

調査区中央部付近に位置し、重複する第19号土壙を切っている。平面形は円形に近い楕円を呈している。規模は南北方向が1.12m、東西方向が1.04mを測る。壁は底面にやや傾斜して立ち上がり、確認面からの深さは最大で31cmある。底面は広くやや丸みをもっている。覆土は、ローム粒子や焼土粒子を含む暗褐色土を主体にしている。遺物は、覆土中より10世紀代の須恵器甕などの破片が少量出土しただけである。

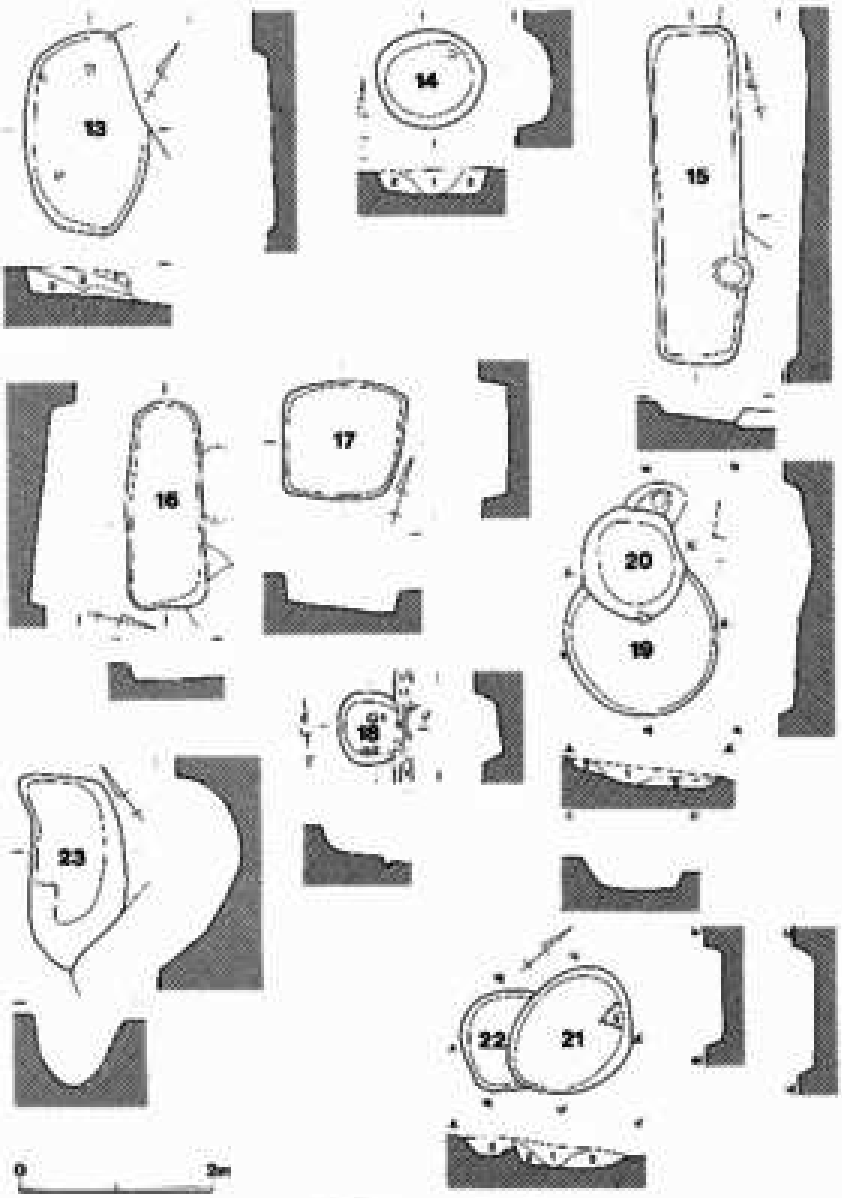

第33図 土　　坑 (1)

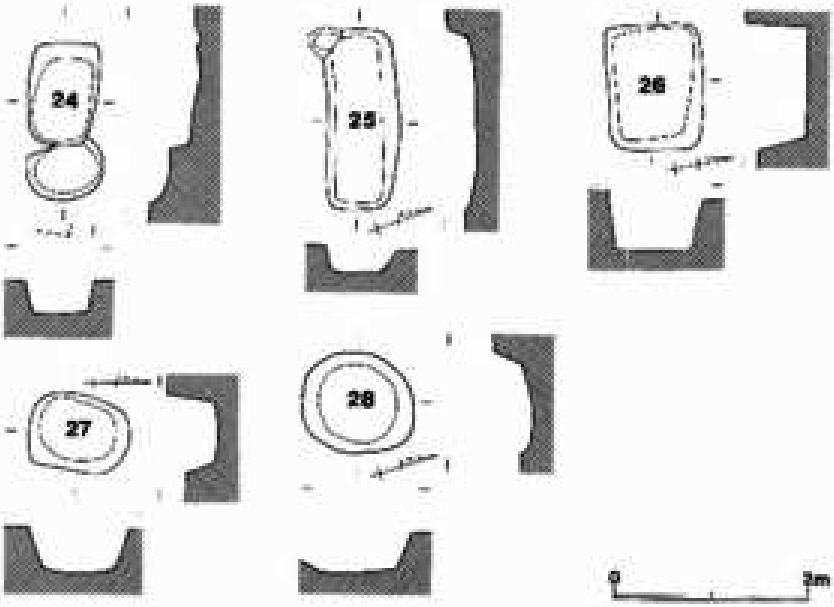

第35図　土　　墓 (2)

第13号土壙土層説明

第1層：暗褐色土層（ローム粒子・焼土粒子を微量含む。粘性なく、しまりを有する。）
第2層：黒褐色土層（焼土粒子・炭化粒子を多く含む。ローム粒子を極少量含む。粘性はなく、しまりを有する。）
第3層：褐灰色土層（ローム粒子・炭化粒子をわずかに含む。粘性なく、しまりを有する。）

第14号土壙土層説明

第1層：黒色土層（白色粒子・ローム粒子をわずかに含む。粘性・しまりともない。）
第2層：黒褐色土層（ローム粒子を多く含む。粘性・しまりともない。）

第19号土壙土層説明

第1層：暗褐色土層（ローム粒子を多く含む。焼土粒子・炭化粒子を微量含む。粘性・しまりともない。）
第2層：褐灰色土層（ローム粒子を多量に含む。炭化粒子を微量含む。粘性・しまりともない。）

第21・22号土壙土層説明

（第21号土壙）
第1層：暗褐色土層（ローム粒子を多量に含む。粘性・しまりともない。）
第2層：黒褐色土層（ローム粒子を多く含む。焼土粒子を微量含む。粘性・しまりともない。）
（第22号土壙）
第3層：暗褐色土層（ローム粒子を多量に、ローム ブロック・炭化粒子を極少量含む。粘性・しまりともない。）

第20号土坑出土土器観察表

1	器面調整	A. 平底部縁みこび強ヨコ。C. 胴部外面ハケ、胴部内面ナデ。D. 胴部縁・内面ヨコ。E. 外一部ハケ。F. 胴部横ヘ。G. 粗土ハラ。H. 内面に平面法人の痕跡残存。

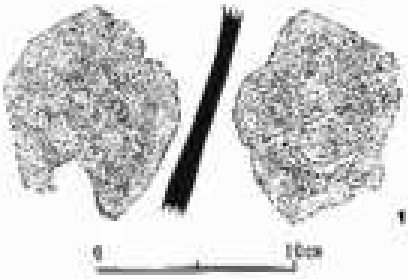

第35図　第20号土坑出土遺物

第21号土坑（第33図）

調査区中央部のやや北寄りに位置し、隣接する第22号土坑を切っている。平面形はやや不整な楕円形ながらの形状を呈している。長軸は東北方向が1.42m・東北方向が1.10mを測る。壁は緩やかに右向して立ち上がり、確認面からの深さは最高で24cmある。底面は広く平坦である。遺物は、覆土中から縄文時代の土器破片が1点出土したのみである。

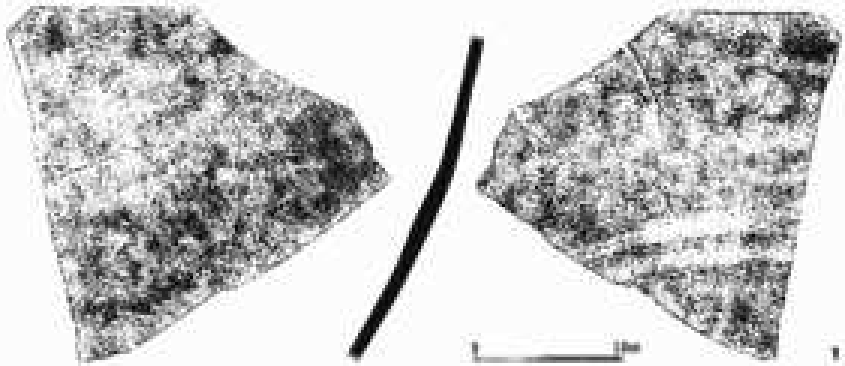

第36図　第21号土坑出土遺物

第21号土坑出土土器観察表

1	器面調整	B. 粗土ハラ。C. 胴部外面ハケ、胴部内面ナデ。D. 胴部上半ナデ、下半横ヘラ。E. 外一部ハケ。F. 胴部横ヘ。G. 粗土ハラ。H. 胴部外面には縦ヘラケズリ。内面に多一部漆膜の痕跡あり。

第22号土坑（第33図）

調査区中央部のやや北寄りに位置し、隣接する第21号土坑に切られている。平面形は不明であるが、長軸は北東～南東方向が1m、北東～南西方向は80cmまで測れる。壁は緩やかに立ち上がり、確認面からの深さは最高で20cmある。底面は広いがやや凹凸がある。覆土は、ローム

第37図　第22号土坑出土遺物

粒子を含む褐灰色土を主体にしている。遺物は、覆土中から土師器の破片がごく少量出土しただけである。

第22号土坑出土土師器観察表

1	坏	A. 口縁部径12.8cm。C. 口縁部外反気味に内傾するもの。D. 内面ヘラミガキ。E. 内面ヘラミガキ。F. 内面ヘラミガキ。G. 橙色。H. 口縁部、胴部。I. 内面一部黒褐色。J. 1/6残存。K. 橙色。

第23号土坑（第33図）

調査区中央部の南北寄りに位置し、重複する第11号住居跡に切られている。平面形はやや丸味のある隅丸方形を呈している。規模は北東～南西方向が1.06m、北西～南東方向が96cmある。壁は緩やかに立ち上がり、確認面からの深さは72cmある。底面は丸みをもって広く、いわゆる鍋底状を呈している。覆土は、ローム粒子と炭化粒子を均一に含む黒褐色土を主体にしている。遺物は、覆土中から弥生式の甕片が1点出土しただけである。

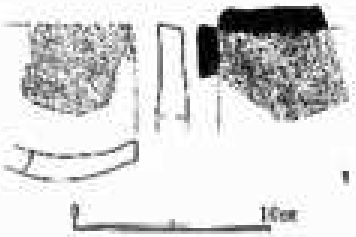

第33図　第23号土坑出土遺物

第24号土坑出土土師器観察表

1	甕	A. 口縁部径16.2cm。B. 残存高8.4cm。C. 内面ナデ。D. 口縁部ヨコナデ。E. 胴部ヨコ方向ヘラケズリ。F. 赤褐色。G. 1/4残存。H. 胴部。I. 口縁部破片。

第24号土坑（第34図）

第2区中央部の南東寄りに位置し、東側は第13号住居跡と隣接している。平面形は隅丸方形の形態を呈している。規模は東西方向が1.03m、南北方向が71cmを測る。壁は直線的にやや傾斜して立ち上がり、確認面からの深さは最深で24cmある。底面は広く平坦である。覆土はローム粒子と炭化粒子を含む暗褐色土を主体にしている。遺物は、何も出土しなかった。

第25号土坑（第34図）

調査区中央部の南端に位置し、北東には第10号竪穴住居跡が隣接している。平面形はコーナー部がやや丸みをもつ比較的整った長方形を呈している。規模は東西方向が1.84m、南北方向が74cmを測る。壁は直線的にやや傾斜して立ち上がり、確認面からの深さは26cmある。底面は広く平坦である。遺物は、何も出土しなかった。

第26号土坑（第34図）

調査区の南端に位置する。平面形は比較的整った長方形を呈している。規模は東西方向が1.39m、南北方向が98cmを測る。壁は直線的にやや傾斜して立ち上がり、確認面からの深さは67cmある。底面は広く平坦である。覆土は、上層がローム粒子と炭化粒子を含む暗褐色土で、下層がローム粒子を均一に含む黒褐色土である。遺物は、何も出土しなかった。

第27号土壙（第34図）

西区4尖端の北区東寄に位置し、三側には第14号住居跡や第15号土壙が近接している。平面形はコーナー部の丸みが強い長方形ぎみの楕円を呈している。長軸は南北方向が1.32m、短軸方向が75cmを測る。壁は緩傾斜に中央部へ向って立ち上がり、検出面からの深さは45cmある。底面はほぼ平坦であるが、若干丸みをもっている。覆土は、炭化粒子や焼土粒子を少量に含む暗褐色土を主体にしている。遺物は、何も出土しなかった。

第28号土壙（第34図）

調査区の北側の近に位置し、第27号土壙の南東側に隣っている。平面形は楕円形をした土壙で、長軸は1.17m×1.02mを測る。壁は、垂直的に緩傾して立ち上がり、検出面からの深さは最深で40cmある。底面は、ほぼ平坦であるが、若干丸みをもっている。覆土は、ローム粒子や炭化粒子を含む黒褐色土である。遺物は、覆土内から9世紀頃の土師器の破片が1点出土しただけである。

5．溝　跡（第3図）

B地点では、調査区西から6条の溝跡（第7～12号溝跡）が検出されているが、これらはいずれもその底部中に凡鉄分を多量に含む泥質粘土層のものである。調査区北東端部に位置する第7号溝跡・第8号溝跡と第10～12号溝跡は、畑などの区画溝と考えられるが、小溝状で均一な規模の第10号溝跡と第11号溝跡は、トランシャー等による機械掘りの溝と考えられる。北東隅部に位置する第9号溝跡は、幅広の等間隔で蛇行するので、底に近ほど溝が狭くなっており、あるいは人工的な溝ではなく、自然の湧水によって形成された溝の一種かもしれない。

6．その他の遺物（第39図）

B地点表採・出土遺物観察表

1	須　器	B. 須土器形の上げ底型。C. 内面ナデ。文様は一つ目に強の小さな刻目が五段巡る。下半に沿の人きな半楕円文（L字）を描く。D. 白色粒、微細砂入。E. 明～暗黄褐色、内～黒褐色。F. 胎質良好。G. 第10号住居跡出土の破片と同じ。
2	須　器	B. 平上げ底の上げ底型。C. 内面ナデ。文様は自然釉（灰）による沈線文（縦方向の短線の後の水平沈線）を施す。D. 黒色粒、白色粒。E. 内外　黒褐色。内～黒褐色。F. 胎質良好。G. 須恵。
3	須　器	B. 平上げ底の上げ底型。C. 内面ナデ。文様は横方向に単線刻文（R L）を施す。胎土と沈線による斜線文や平行線文を描く。D. 白色粒、白色粒。E. 内外　黒褐色。F. 胎質良好。G. 須恵。
4	須　器	B. 平上げ底の上げ底型。C. 外面ヘラケズリ、内面ナデ。文様は櫛歯状工具による平行線の中に単線斜文（R L）を施す。D. 白色粒、白色粒。E. 内　黒褐色。内～黒褐色。F. 胎質良好。G. 第9号住居跡覆土中。
5	須　器	B. 平上げ底の上げ底型。C. 内面ナデ。文様は横方向に単線斜文を施す。胎土と沈線による斜線文を描く。D. 黒色粒、白色粒。E. 内外　黒褐色。F. 胎質良好。G. 第9号住居跡覆土中。
6	須　器	B. 平上げ底の上げ底型。C. 内面ナデ。文様は横方向に単線斜文（R L）を施す。胎土と沈線による斜線文を描く。D. 白色粒。E. 内　黒褐色。F. 胎質良好。G. 第2号住居跡覆土中。

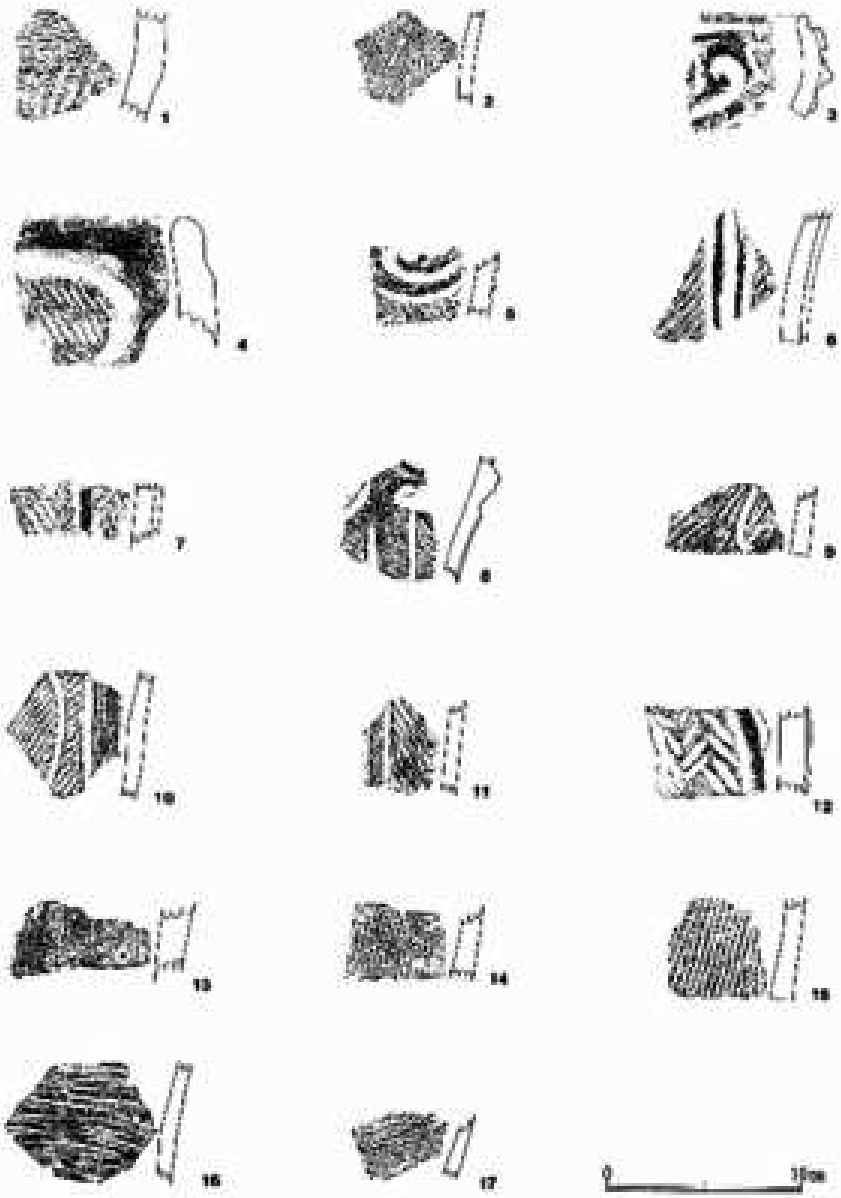

第30図　B地点表採遺物

7	面	縫	B. 縫十段編み上げ成形。C. 毛糸ナシ。文字は白文に赤縁模文（※1）を縫い込む文様。斜一線縫ヶ月けに2本縫糸文を施す。D. 青色。E. 白外一筋赤色。F. 戦闘帽形。G. 第3号輪の出現数。
8	面	縫	B. 縫十段編み上げ成形。C. 毛糸ナシ。文様は白文に赤縁模文（※1）を縫い込む文様。波模文を施し、戦闘帽与波模様の縫糸文を持ち合わす。D. 青黒色・白色。E. 白外一筋赤色。F. 戦闘帽形。G. 第10号出現時間上中。
9	面	縫	B. 縫十段編み上げ成形。C. 毛糸ナシ。文様は白文に赤縁模文を施文成。波模文を施す。D. 青黒色・白色。E. 外一筋赤色。F. 戦闘帽形。G. 第4号。
10	面	編	B. 編十段編み上げ成形。C. 毛糸ナシ。文様は白文に赤縁模文（※1）を縫い込む文様。横目模しを伴う縦方向の模様線と縦行波線を施す。D. 白色。E. 外一筋赤模様。内一筋緑色。F. 戦闘帽形。G. 第9号以上出現記録。
11	面	編	B. 編十段編み上げ成形。C. 毛糸ナシ。文様は白文に赤縁模文（※1）を縫い込む文様。横目模しを伴う縦方向の模様線を施す。D. 白色。E. 外一筋赤模様。内一筋緑色。F. 戦闘帽形。G. 第9号以上出現記録。
12	面	編	B. 編十段編み上げ成形。C. 毛糸ナシ。文様は菊形による模様。白文中に、「ハの字型の模様文」を施す。D. 青黒色・赤色。E. 白外一筋赤模様。F. 戦闘帽形。G. 第3号以上出現記録。
13	面	編	B. 編十段編み上げ成形。C. 毛糸ナシ。D. 赤色・白色。E. 白外一筋赤。F. 戦闘帽形。G. 第9号出現記録上中。
14	面	編	B. 編十段編み上げ成形。C. 毛糸ナシ。白文。D. 青色・白色。E. 白外一筋赤模様。F. 戦闘帽形。G. 第9号出現記録上中。
15	面	編	B. 編十段編み上げ成形。C. 毛糸ナシ。白文。D. 青色・白色。E. 白外一筋赤模様。F. 戦闘帽形。G. 第9号出現記録上中。
16	面	編	B. 編上段編み上げ成形。C. 毛糸太い赤模文。D. 青色・白色。E. 白外一筋赤模様。F. 戦闘帽形。G. 第4。
17	面	編	B. 編上段編み上げ成形。C. 毛糸太い赤模文。D. 青色。E. 白外一筋赤模様。F. 戦闘帽形。G. 第4。

第V章　ま　と　め　－ 古墳・平安時代の「暮らし」 －

今回のB地点の調査では、調査区内で古墳時代から平安時代の住居跡や掘建柱建物が検出されており、B地点の北側に隣接するA地点や遠く離れたC地点の様子からすると、本遺跡は広範囲な集落の比較的小規模な一部分や拠点が展開する集落跡のようである。本遺跡の全体的な様相や変遷については、未だ本遺跡全体に対する発掘調査の実施範囲が狭く、また他地点の発掘作業も済んでいないため、具体的に検討することはもちろんのこと推察することも困難な状況である。そのため、ここでは今回報告したB地点の奈良・平安時代の土器と遺構の変遷についてその概略を述べ、本遺跡における諸様相の理解の一端を示すことでまとめとしたい。

1．奈良・平安時代の土器

B地点の調査の遺構から出土した土器は、遺構の遺存状態を反映してか比較的少なく、また破片資料が大半である。そのため、明確なことは不明であるが、それらの時期は8世紀末頃から10世紀末頃までのもので、概ねは下のⅠ～Ⅵ期に分けて考えることができる（第40図）。

Ⅰ期の土器は、第9号住居跡のカマド内から出土した土師器の甕と坏である。第9号住居跡No.3の甕は、口縁部は若く強やかに外反する形状で、胴部に最大径を上位にもち、すでに扁平化が

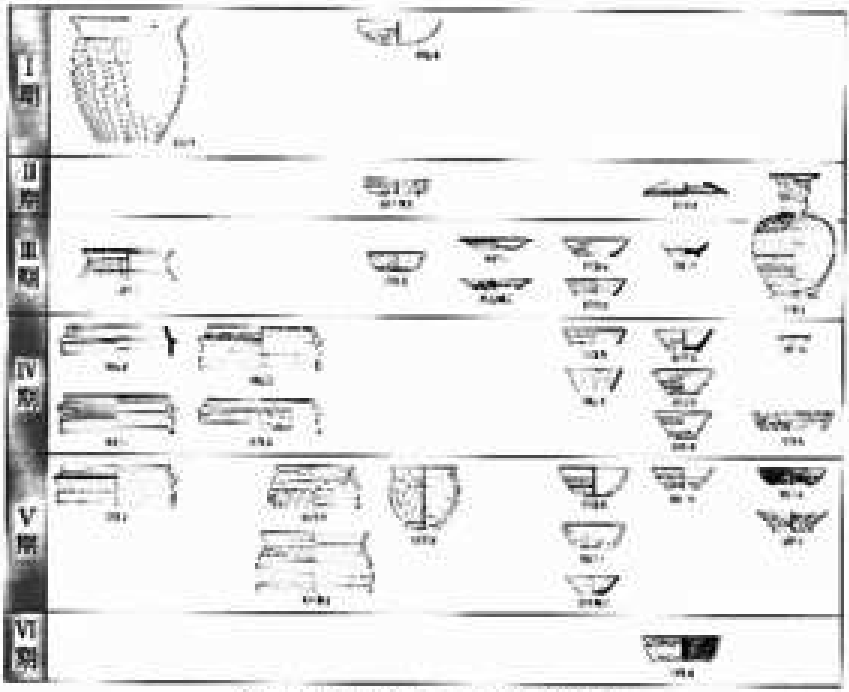

第40図　B地点出土の奈良・平安時代の土器

進行した形態である。第9号住居跡出土の坏は、器壁がやや大きめのタイプで、口縁部がやや長めに立ち上がり、体部はまだ若干薄めの形態である。

Ⅲ期の土器は、ごく少量でいずれも小破片のため明確ではないが、第16号竪穴住居跡出土の須恵器蓋と第25号土壙出土の土師器坏が、単に該期に属しよう。第16号竪穴住居跡出土の須恵器蓋は、口径が17cm前後と推定される比較的大きなものである。第25号土壙出土の土師器坏は、Ⅰ期の坏に比べると、体部の丸味化がかなり進行した形態のものである。

Ⅳ期の土器は、第15号竪穴住居跡出土の一括群が該当する。No.1の土師器甕は、底部は欠損しているが、口縁部外面に刷毛目の残るある「コ」の字状の口縁で、口縁部外面に刷毛目の残るある「コ」の字状の口縁をもつものである。No.2の土師器坏は、やや小ぶりで平底ぎみの底部を呈し、器壁がやや厚く、口縁部が外傾する形態のものである。No.3とNo.4の須恵器坏は、体部が内湾ぎみに開き、口縁部は短く外反する。No.5の高台付椀は、高台がすでに低く太い形態になっている。また、塗り替え竪穴住居跡No.2や第10号土壙No.1の器壁が極い形態の須恵器も、おそらく該期のものと思われる。

Ⅳ期の土器は、第8号住居跡と第14号住居跡出土の土師坏が該当する。当地域における須恵器の流通には、一定程度に東北諸国の「コ」の字状口縁の土師器甕も見られるが、東海地方の影響は須恵器が顕著である。坏には、浅い器壁で底部が平坦な回転糸切のものと、器壁が厚く底部が丸味のものがあり、口縁部が内傾して口径部の内外が肥厚し、比較的シャープな作りのものが多いようである。坏や高台付椀（皿）は、Ⅲ期のものに比べると器壁が小さくなり、器壁不均や酸化焼成のものが多く見られる。当地域では土師坏も該期には存在するが、一般的な集落では量的に減少するようで、あまり見られなくなる。おそらくこれまでの土師器坏は、この頃から甲斐のかわらけ（土師器皿）に通じるような様式のものに変わりはじめるものと推測され、その使用が日常的使用から特定の儀や祭祀に限定されてくるのではないかと思われる。

Ⅴ期の土器は、第12号住居跡群やそれと重複する第18号土壙出土の土器群が該当する。器形は、一般的には羽釜が主体的であるが、その中にはこれまでの伝統的な「コ」の字状口縁の羽釜も多く土師器甕に変わって、大・中・小の器量差のある酸化焼成のロクロ整形品が見られるようになる。この頃は、ロクロ調整の後に胴部下半に縦方向のケズリを施えるものが一般的であるが、その整形は多様である。このロクロ整形品の出現や系譜については検討を要するが、当地域においては該期にわたって安定して継続するものではなく、比較的短期間にしか存続しないもののようである。坏や高台付椀（皿）は、底部糸切と胴部にロクロ痕残の酸化焼成のものが主体である。これまでの伝統的な土師器坏は、一般的な集落では、この時期以降はほとんど見られなくなる。

Ⅵ期の土器は、第10号住居跡の覆土中から出土した片が唯一の資料である。第10号住居跡から出土した甕の様式については、後期まで下るものか明確ではない。

以上のように、本報告の遺跡から出土した奈良・平安時代の土器について、大略ながら1～Ⅵ期に分けて考えたが、これらの各期の年代の推定については、当地域周辺の該期土器の編年を各地域毎に手がかり論文による年代比定（赤熊1985・2000、横倉1992、小野1996、平川・東本1997）を参照すると、概ね1期が8世紀の中頃、Ⅱ期が8世紀後半～9世紀初頭、Ⅲ期が9世紀後半、Ⅳ期が10世紀前半、Ⅴ期が10C4前半～末、Ⅵ期が10世紀後半～末以降になるものと思われる。

2．遺構の変遷

B地点で検出された弥生・古墳時代の遺構は、第3章で述べたように、竪穴住居跡・掘立柱建物跡3棟・溝7条・土坑2基である。これらの遺構は、調査で設定の土層を8世紀末頃～10世紀末頃までの1～V期に分別したように、比較的長期にわたっての時期幅を認めることができ、長期にわたって営まれた集落の様相を反映していることが窺られる。しかしながら、各時期に遺構の数が少ない。また、六十六面も比較的少量であるため、個々の遺構の厳密な時期比定については、未詳に関係なものが多い。そのため、B地点での遺構の時間的な変遷については、第41図に示した程度しか解らないが、本地域における古墳集落の主体となる時期は、他地点の調査から見ても、おそらくII期以降の9世紀後半からほぼ10世紀にかけての期間と考えられる。

I期は、B地点の調査区南端で検出された第9号住居跡だけであるため、本遺跡における古墳集落の様相について正しくわかるないが、他の地点では古墳の遺構は各期であり、比較的小規模な集落を形成していたのではないかと思われる。

II～III期の主な遺構には、第16・164号住居跡と第1・2号掘立柱建物跡や第1・3号溝跡などが該当すると考えられる。II期の第15号住居跡以外の遺構は、その出土遺物の乏少性からII期とII期の明確な時期区分が判定しがたいが、これらはおそらく9世紀後半の期間であろうと思われる。この時期の集落は、一般的な竪穴住居と2間3間規模の掘立柱建物によって構成されている。その配置は、西北区南側の第16号住居跡に隣の建物が、東南区第3溝の南側下方に竪穴住居が配置されており、それに対応して溝列が見られるのが特徴である。この溝は、西北区内で検出されており、その全容や機能については解明されていないが、おそらくは、地籍図内の道路等の区画し線や別図的な機能

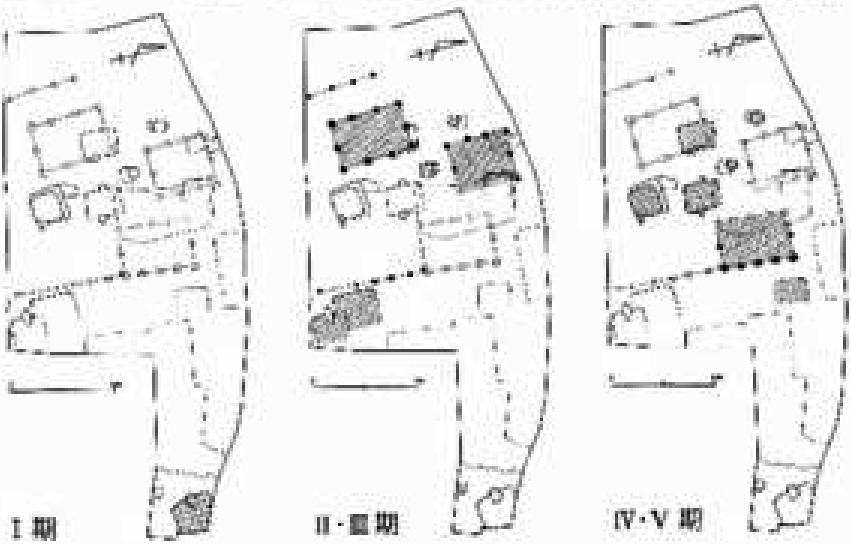

第41図　B地点時期別遺構配置図

はなかったかと思われる。

Ⅳ期とⅤ期のその高標は、第3・10・11・14号住居跡と第3号墓の住居跡などが該当するものと考えられ、第8号竪穴住居と第14号竪穴住居が同定され、第10号住居跡と第10号土壙がⅤ期に比定できる。その他の遺構については、Ⅳ期とⅤ期の厳密な時期区分は困難である。これらの中で、第11号住居跡と入れ子状に重複する第10号住居跡は、他の住居と異なって、カマドが北壁のほぼコーナー部に位置し、カマドの燃焼部と煙出部があまり改変をうけずに屋外に張り出している点で、立川「寸法統の画期的遺跡」（橋本1990）や武蔵国府跡（坂詰1990）、多摩川右岸の月見塚遺跡に位置する秋土大町遺跡B地区などで検出されている11世紀前半頃と推測される竪穴式住居と形態的に類似していることから、あるいは次期のⅥ期以降に下ることも考えられよう。また、南関とした第3号掘立柱建物跡も、建物軸に対して西南隅の1基柱がかなり広く、1間×1尺の平面形が明瞭な総柱建物である中村川の武蔵国府跡の第3号掘立柱建物の形式に類似しており、あるいはⅥ期以降に下る可能性もあろう。

以上のように、本遺跡の古代集落は1期とした8世紀中頃にはすでに形成されているが、この集落がその後何世紀にわたって継続して営まれるのかは、現在までの調査範囲では明確にすることはできないが、しかしながら、本遺跡の古代集落が主体的に営まれるようになる遺構群の分析は、発掘調査手法・設定範囲の問題は、当地域における古代集落の変遷過程の中でも、一つの大きな画期として捉えることができる時期である。つまり、武蔵国府の多摩郡・高麗郡・新設郡の成立に伴う中世的村落の形成過程の中で、一つの大きな画期として捉えることができる時期である。つまり、武蔵国府の多摩郡・高麗郡・新設郡の成立に伴う中世的村落の形成過程の中で、8世紀後半から9世紀代にかけて継続的に営まれたウネ遺構群（高山・小熊1985）や鶴松塚・吉井戸遺跡（井上1986、武藤1986）及び西原遺・桜下遺跡（塚田1980・1981・1992）などの律令的人間集落群が衰退しながら存在し、かわって丘陵部やその下の狭小な台地上に比較的小規模な集落が新たにまとまって形成され、いわゆる開墾分家の過程に見られる集落の再編が進められる時期である。本遺跡周辺の台地部でも、第Ⅱ章で述べたように、この時期になって多くの小規模な集落が形成されている。

この時期は、政治史的にも古代律令国家が破綻し、律令制度から「請負制度」に移行する変革期であり、集落においても「九世紀を通じて形成された富豪層（およびその従者）の、『開発領主』といわれたような、農村への定住・居住＝村落の形成」が見られ、この時期の「このように公民と浪人が『種姓に準拠』する可能性は、すでにかつての古代村落ではなく、八世紀いらいの農民分解と浮浪化から生じた成員の流動と離散傾向の変化、神道信仰の移転などによって再編成された村落、あるいは新たに形成されてきた村落とみなければならない」ことが指摘されている（戸田1990）。このような主に畿内村落に関する文献史料に見られるこの時期の新村落の形成や村落の再編と、東国の一地方における辺境地の開墾した集落形態の復元を直接的に結び付けて考えることは、畿内と東国といった地域性を考慮したうえで慎重でなければならないが、文献史料による検討がほとんど困難な当地方では、発掘調査によって得られた考古資料を中心として、考古学的な検討によって個々の遺構形態のより具体的な動態と環境を復元し、「律令国家の手続がこう重層的に及ぶためその内容が変質し、『この次第の展開は律令国家への対抗がより顕著となり、したがって全国的共通をもつ』（小林2000）とされる畿内村落の様相とその東北的展開を考慮しながら、当地方における古代村落の形成・再編成から11世紀以降に展開する中世的村落の形成過程を射程に入れて考えていく必要があるが、まずは具体的検討作業としての発掘調査資料の公表が急務であり、今後の課題である。

<参考文献>

[illegible]一（1986）『[illegible]・[illegible]Ⅱ　―[illegible]時代編Ⅱ―』　埼玉県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第71集
（2000）『[illegible]』　埼玉県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第[illegible]集
[illegible]（1985）『[illegible]・[illegible]Ⅰ　―[illegible]時代編Ⅰ―』　埼玉県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第65集
[illegible]（1981）『[illegible]』　校倉書房
[illegible]文化史・[illegible]編―[illegible]（1976）『[illegible]』　[illegible]村教育委員会
[illegible]（1986）『[illegible]』　[illegible]
[illegible]（1990）『[illegible]』　早稲田大学[illegible]文化研究所報告4
[illegible]（1991）『[illegible]』　[illegible]
[illegible]（1992）『[illegible]』　[illegible]文化財調査報告書第11集
（1993）『[illegible]』　[illegible]文化財調査報告書第14集
（1996）『[illegible]』　[illegible]文化財調査報告書第23集
[illegible]（2000）『[illegible]』　『[illegible]』　[illegible]
[illegible]（1973）『[illegible]』　埼玉県[illegible]調査報告書第20集
（1974）『中[illegible]』　埼玉県[illegible]調査会報告第25集
[illegible]（1970）『[illegible]』　『[illegible]』第77巻第8号
[illegible]（1981）『[illegible]』　[illegible]文化財調査報告書第2集
[illegible]（1973）『[illegible]』　『[illegible]』[illegible]編
[illegible]（1966）『[illegible]』　[illegible]・[illegible]調査会報告書第7編
（1969）『[illegible]』　[illegible]・[illegible]調査会報告書第3集
（1982）『[illegible]』　[illegible]・[illegible]調査会報告第4集
[illegible]（1996）『[illegible]』　『[illegible]』[illegible]
[illegible]（1987）『[illegible]』　埼玉県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第190集
[illegible]（1981）『[illegible]』　[illegible]村教育委員会
（1982）『[illegible]』　[illegible]村教育委員会
（1983）『[illegible]』　[illegible]村教育委員会
（1985）『[illegible]』　[illegible]村教育委員会
（1986）『[illegible]』　[illegible]村教育委員会
（1987）『[illegible]』　[illegible]村教育委員会
（1988）『[illegible]』　[illegible]村教育委員会
（1989）『中[illegible]』　[illegible]村教育委員会
[illegible]（1988）『中[illegible]』　中[illegible]教育委員会文化財調査報告書17集
[illegible]（1986）『[illegible]』　[illegible]
[illegible]（2000）『中世成立期の国家と農民』『日本史研究』第[illegible]号　後に『[illegible]』[illegible]

[illegible]（1980）『[illegible]』[illegible]

[illegible]（1991）『[illegible]』[illegible]

[illegible]（1992）「[illegible]」『[illegible]』[illegible]

[illegible]（1978）「[illegible]について」『[illegible]』第4号

写 真 図 版

大湖消除影响成功景

8号点漏气区全景

図版 2

[illegible]

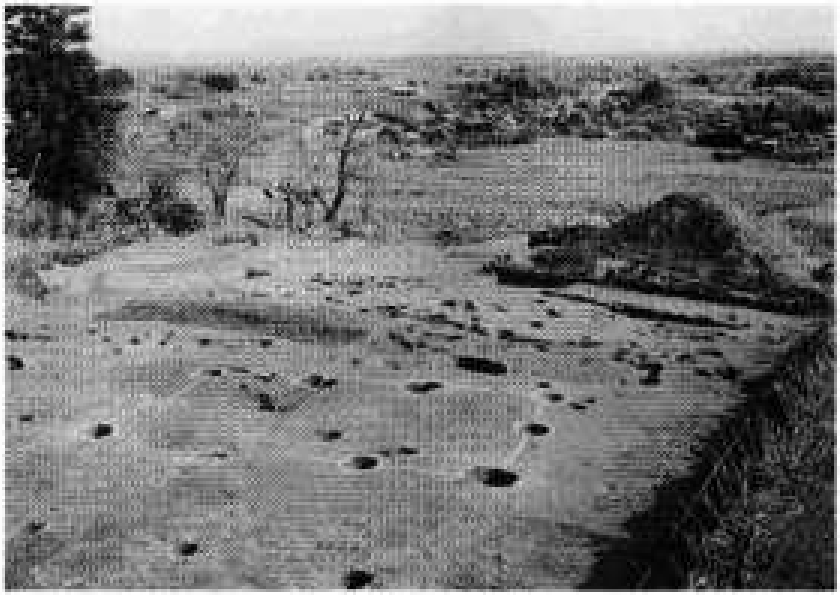

[illegible]

図版3

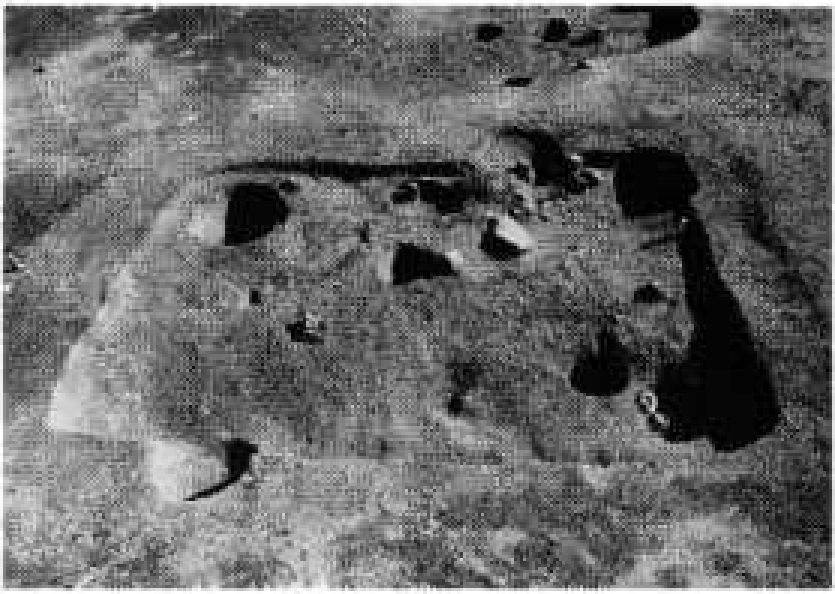

第8図 角刈湾

第8号図 湾口カマド

[illegible]

[illegible]

図版5

第10・11号住居跡

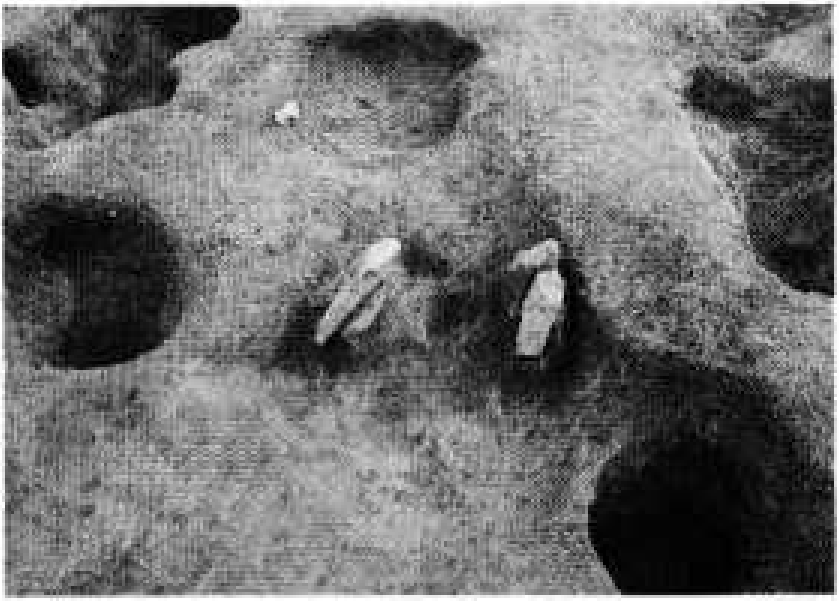

第10号住居跡カマド

図版6

第12号住居跡

第12号住居跡遺物ヤマ

図版7

第13号住居跡

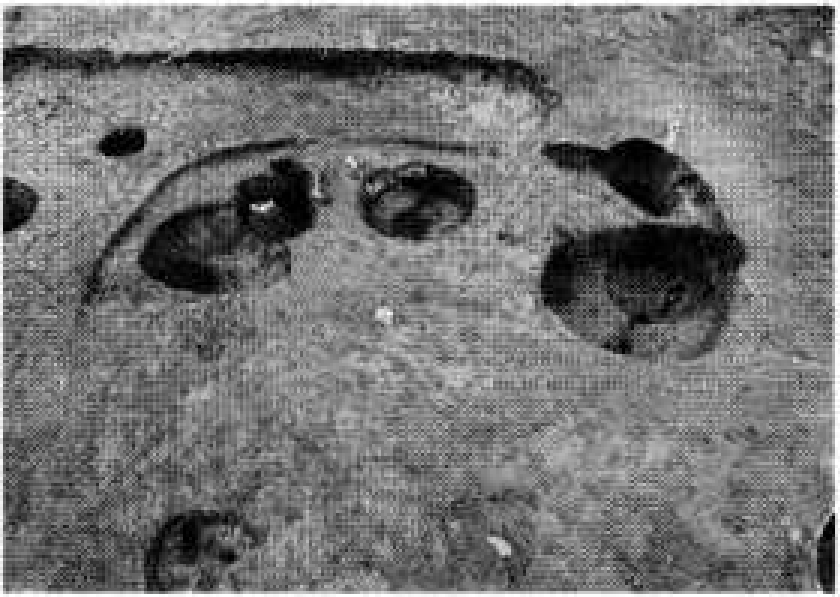

第14号住居跡

第15・16号住居跡

第17号住居跡

図版9

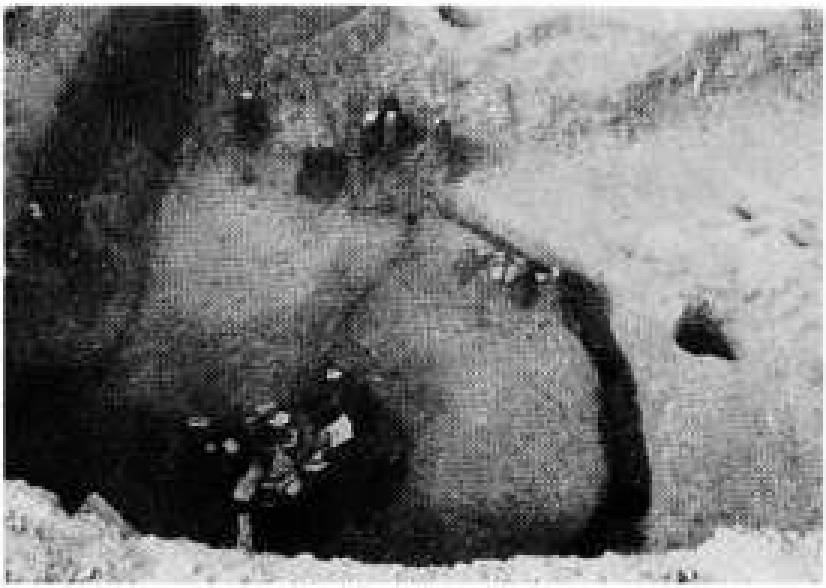

第15号人骨 前面

第15号人骨 右側面

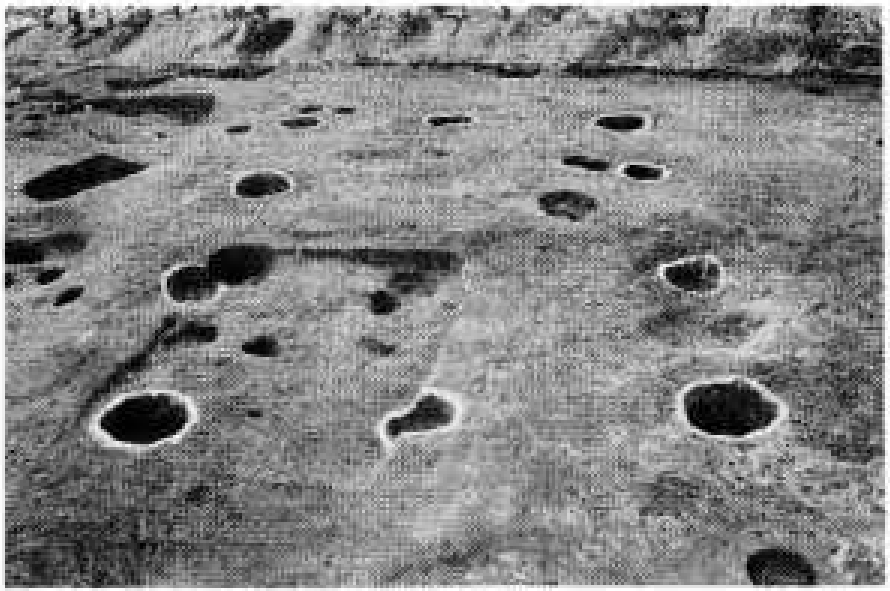

第1号独立性試験部

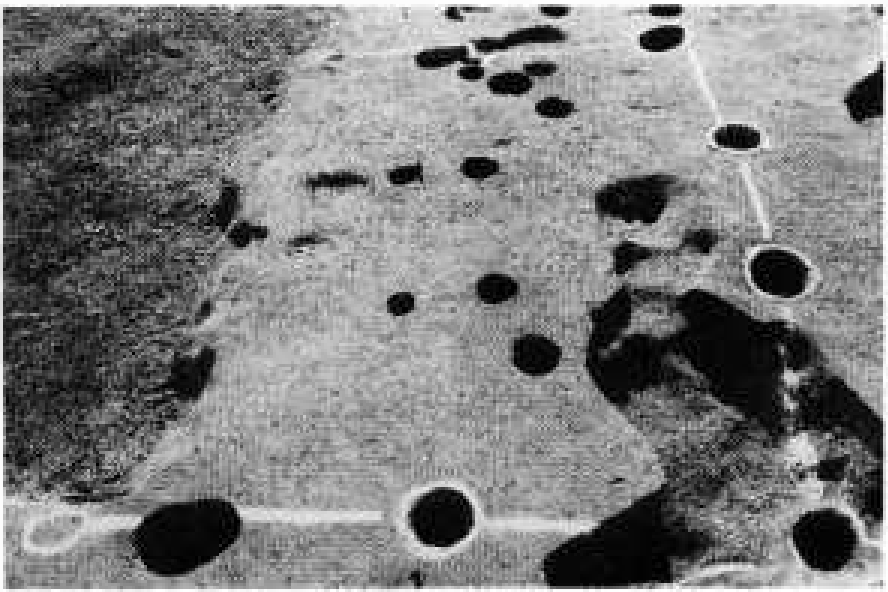

第2号独立性試験部

第3号転倉民宅遺構

3号転倉調査区全景遺構

第13号住居跡

第14号住居跡

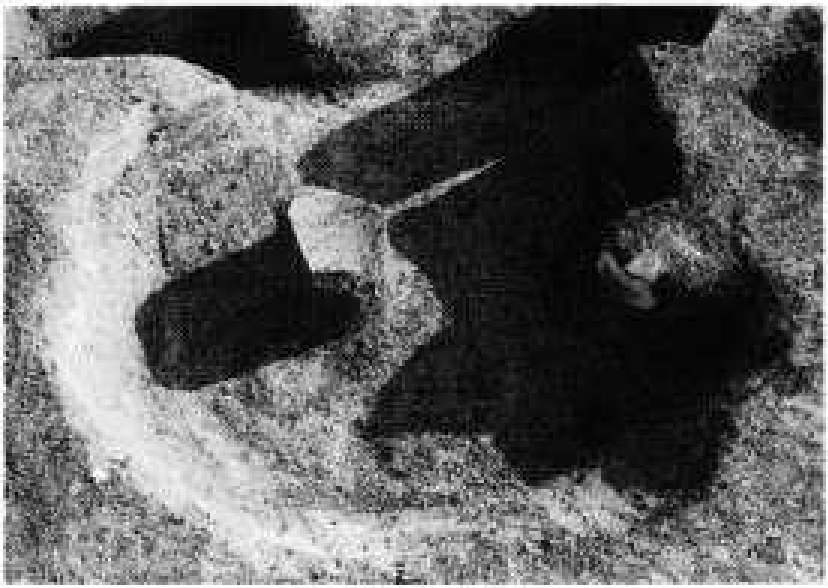

第18号上顎

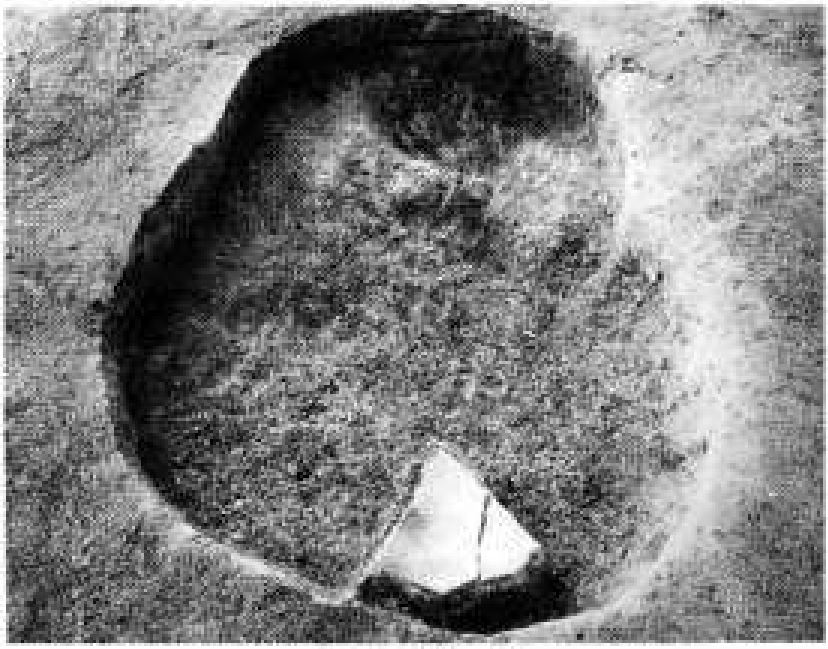

第21・22号上顎

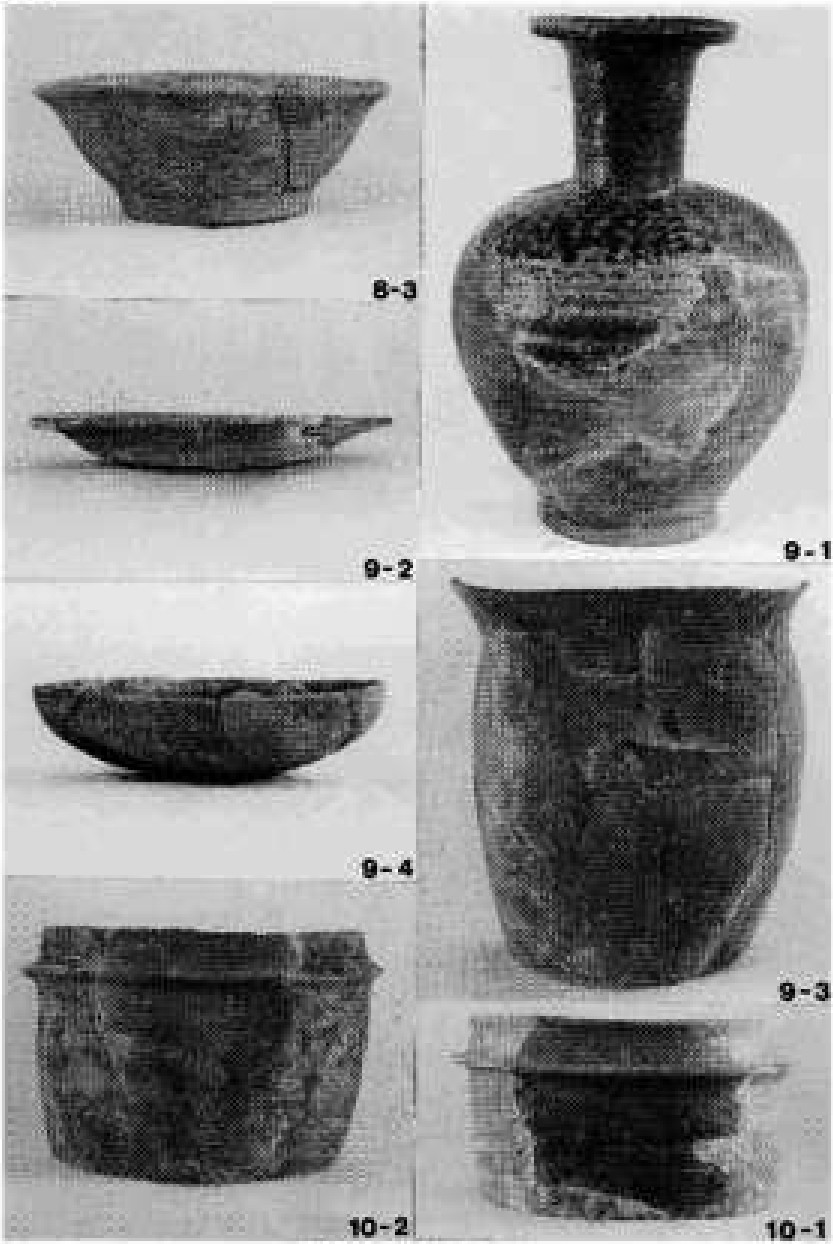

伊賀勝里土上器(2)

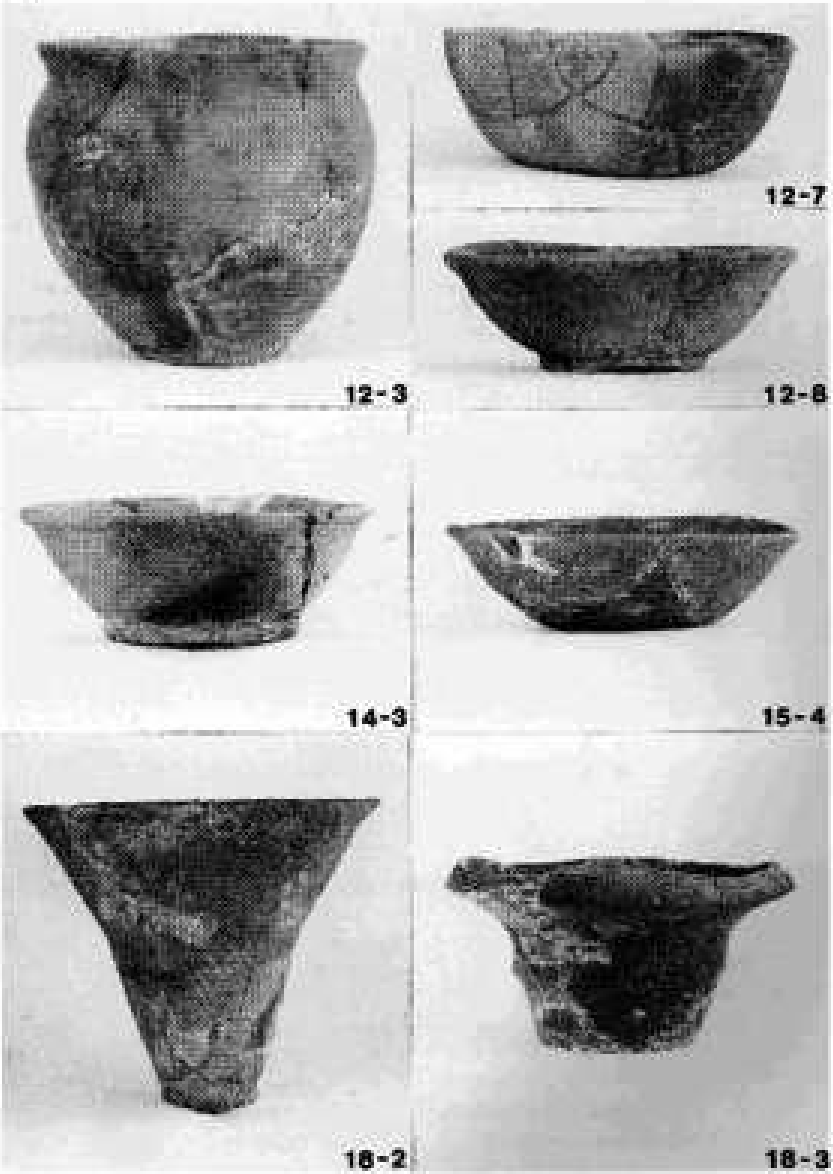

住居跡出土土器(3)

報告書抄録

フリガナ	アマダイセキ（Bチケン）		
書名	天田遺跡（B地点）		
シリーズ	鬼石町遺跡調査会報告	巻次	第1集
編著者	坂田内 昭彦		
編集機関	鬼石町遺跡調査会		
住所・連絡先	〒367-0206 埼玉県児玉郡鬼石町大字八幡山1000番地 TEL0495（72）1231		
発行年	2000（平成12）年6月30日		

フリガナ 所収遺跡		コード 市町村	遺跡	北緯	東経	調査期間	調査面積 (㎡)	調査原因
天田遺跡	鬼石郡鬼石町大字浄法寺字天田平	113824	104	36°10'00" 36°10'00"	139°3'21" 139°3'21"	19980104 ～ 19980130	971	民間開発

所収遺跡	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
天田遺跡	集落	縄文時代	竪穴住居2、土壙2	土器	
	〃	縄文時代	竪穴住居1	土師器	
	〃	平安時代	竪穴住居8、掘立柱建物3、柵2、土壙7	土師器、須恵器、灰釉陶器、鉄	

鬼石町遺跡調査会組織

会長	諸井 克彦	鬼石町教育委員会教育長
副会長	田島 一郎	鬼石町文化財保護審議委員会委員長
〃	武内 孝雄	鬼石町文化財保護審議委員会委員
〃	小倉 和子	〃
〃	武井 利彦	〃
〃	大塚 [illegible]	鬼石町教育委員会委員
〃	中嶋 [illegible]	〃 鬼石町教育委員会
〃	中丸 [illegible]	〃 鬼石町教育委員会
〃	塩沢 [illegible]	〃 鬼石町教育委員会
〃	武井 [illegible]	〃 鬼石町教育委員会
〃	藤田 [illegible]	鬼石町教育委員会埋蔵文化財センター
顧問	赤城 [illegible]	〃 埼玉県立児玉高等学校
〃	関口 [illegible]	〃 埼玉県立鬼石高等学校
〃	武井 [illegible]	〃 文化財保護委員
〃	坂田内 [illegible]	〃 文化財保護委員
〃	藤山 [illegible]	〃 文化財保護委員
〃	大塚 [illegible]	〃 文化財保護委員
〃	塩沢 [illegible]	〃 文化財保護委員

埼玉県遺跡調査会調査報告　第11集

天出遺跡

五地点の調査

平成11年6月30日　印刷
平成11年6月30日　発行

発行者　滑川町教育委員会
埼玉県比企郡滑川町大字福田1350

印刷所　たつみ印刷株式会社
埼玉県熊谷市西竹矢大字[illegible]番地